

第4期兵庫県障害福祉計画(地域生活移行関係資料)

1 障害者支援施設の地域移行、入所者削減の取組状況

圏域	①地域生活への移行者数		②施設入所者数		人口 (人)
	17~25累計	25~29累計	25年度	29年度	
1 神戸	174	164	1,371	1,316	1,536,203
2 阪神南	63	114	748	694	1,027,986
3 阪神北	101	56	545	516	726,135
4 東播磨	115	72	585	567	714,160
5 北播磨	62	36	338	318	276,750
6 中播磨	71	144	667	636	578,119
7 西播磨	55	67	540	511	264,143
8 但馬	41	29	353	337	172,171
9 丹波	51	8	136	123	107,292
10 淡路	61	21	180	174	137,187

2 グループホームの見込量等

3 相談支援の見込量 (H29)

	共同生活援助(人月)		市町営住宅GHへ(人分)		計画相談 (月/人)	地域移行 (月/人)	地域定着 (月/人)
	H26	H29	H26	H29			
1 神戸	531	681	28	28	13,520	9	44
2 阪神南	504	627	0	6	1,096	56	79
3 阪神北	341	422	8	8	1,538	17	119
4 東播磨	213	255	0	5	1,370	19	12
5 北播磨	126	168	0	0	390	12	10
6 中播磨	182	273	0	0	732	16	48
7 西播磨	157	208	0	0	332	6	4
8 但馬	162	227	29	37	672	18	18
9 丹波	107	116	0	0	521	7	23
10 淡路	147	177	0	0	360	16	49

県率先取組指標

注:兵庫県障害者福祉計画:H27~H32

3 障害保健福祉圏域

兵庫県では、保健医療計画で定める保健医療圏域に準拠し、広い県土を10の障害保健福祉圏域として設定し、障害福祉サービスの計画的な供給や適切な支援体制の構築を図っています。

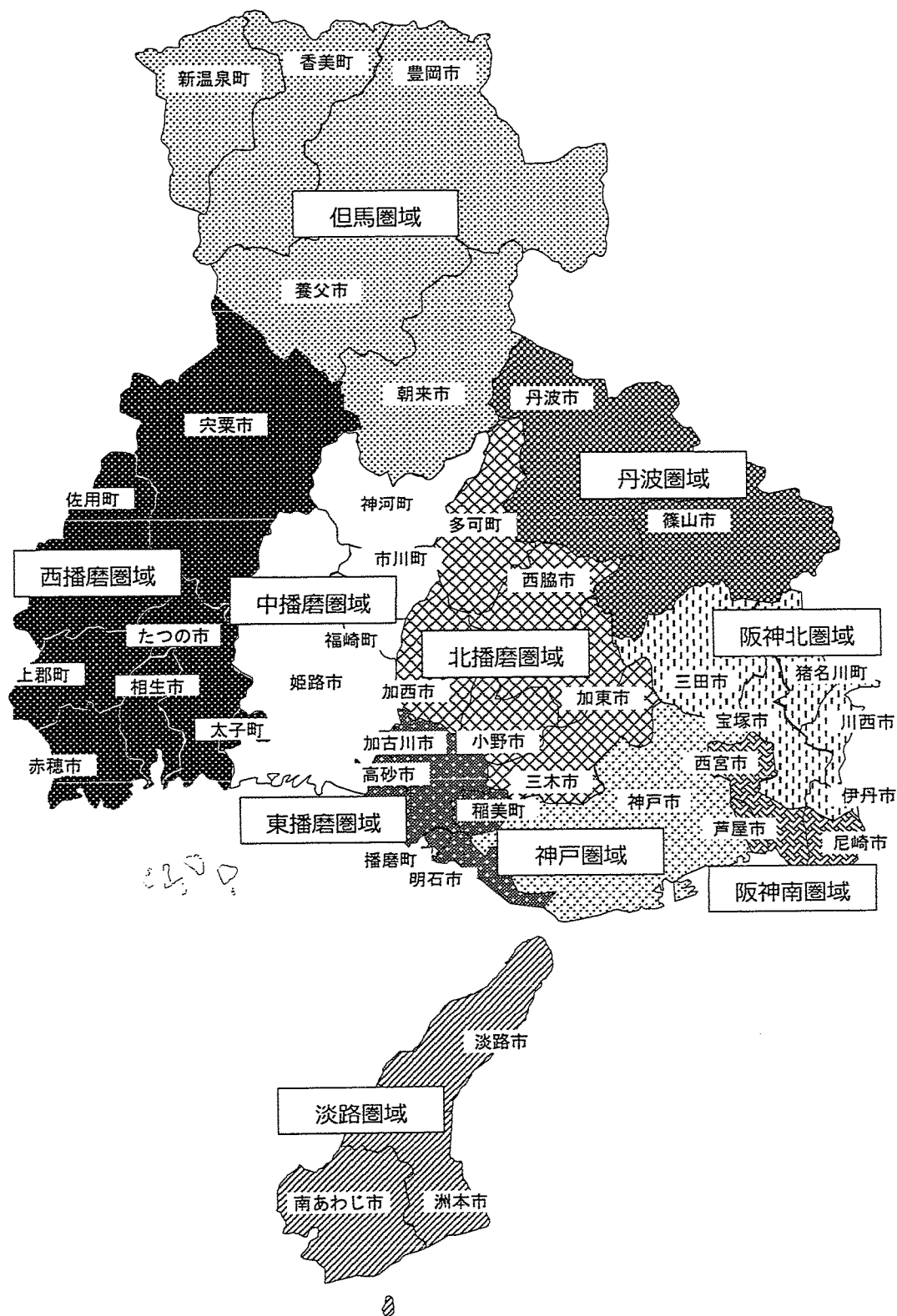
1 兵庫県障害保健福祉圏域

人口構成や保健医療需給、障害福祉サービスを提供する資源などは地域ごとに異なっています。そのため、障害のある人に適切な障害福祉サービスを提供するため、兵庫県保健医療計画で定める保健医療圏域に準拠し、障害保健福祉圏域を設定しています。

【図表1-14 各圏域の概要（平成26年4月1日現在）】

圏域	構成市町	面積(km ²)	人口(人)
神戸	神戸市	552.26	1,536,203
阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市	168.69	1,027,986
阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	480.84	726,135
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	266.21	714,160
北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	895.56	276,750
中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	865.23	578,119
西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	1,567.30	264,143
但馬	豊岡市、養父市、朝来市、新温泉町、香美町	2,133.50	172,171
丹波	篠山市、丹波市	870.89	107,292
淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市	595.99	137,187

【図表 1-15 兵庫県障害保健福祉圏域と構成市町】



【図表 1-16 障害福祉サービスごとの整備区域】

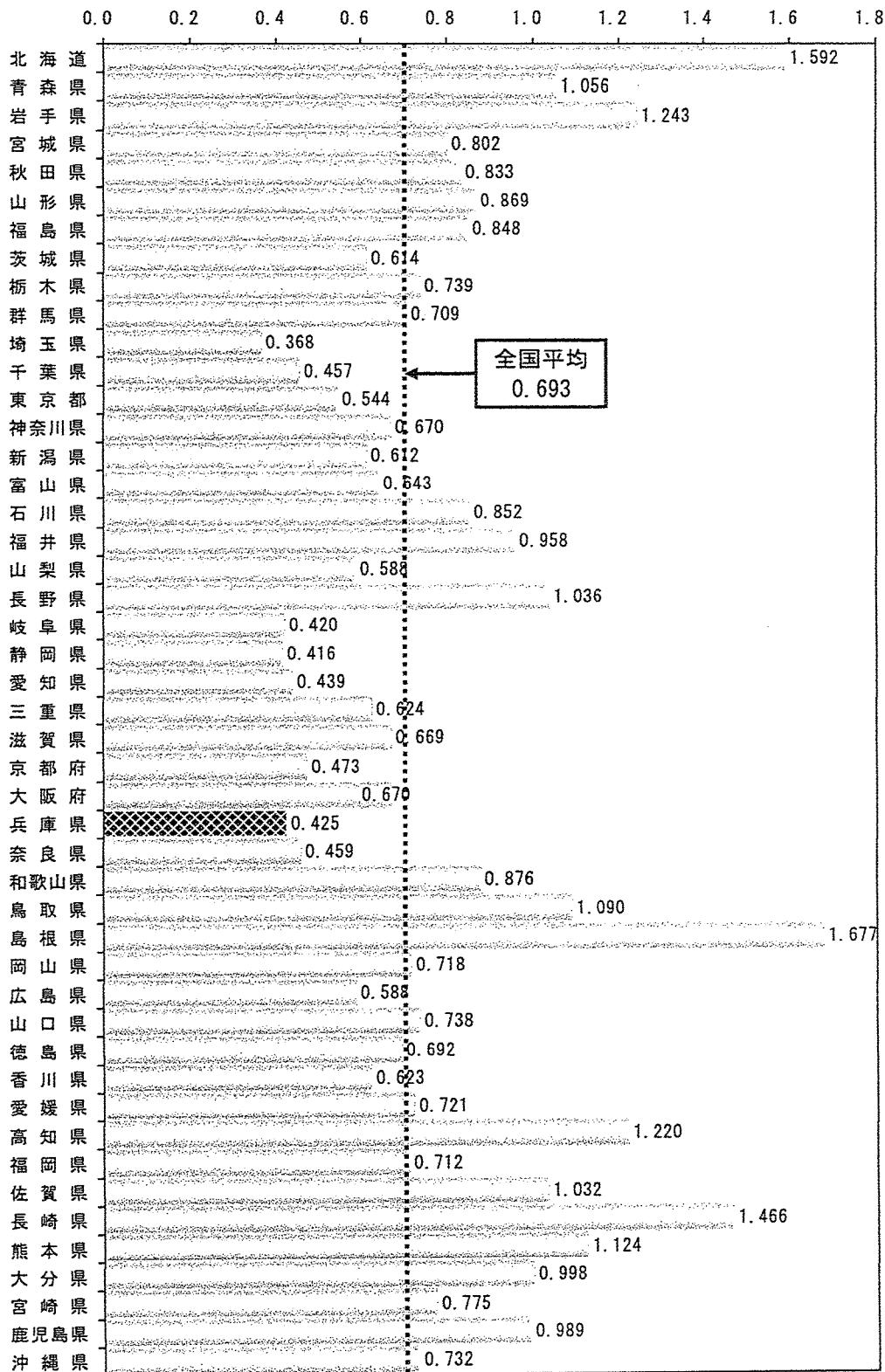
	第2期兵庫県 障害福祉計画 (平成21～23年度)	第3期兵庫県 障害福祉計画 (平成24～26年度)	第4期兵庫県 障害福祉計画 (平成27～29年度)
市町域	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援 <u>生活介護</u> <u>就労継続支援B型</u> <u>児童発達支援</u> <u>放課後等デイサービス</u>	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援(障害児相談支援) 生活介護 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス <u>保育所等訪問支援</u>
圏域	生活介護 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 児童発達支援 放課後等デイサービス	短期入所 自立訓練 就労継続支援A型 就労移行支援	短期入所 自立訓練 就労継続支援A型 就労移行支援 <u>児童発達支援センター</u>
県域	療養介護 施設入所支援	療養介護 施設入所支援	療養介護 施設入所支援 <u>障害児入所支援</u>

※サービス名称は現在のもので表記

障害福祉サービスは、地域の実情やニーズ（需要）に応じ、市町を基本単位として、各地域で必要とする障害種別によらない一元的な供給量を設定することが基本的な考え方となります。しかしながら、市町によっては著しくサービス供給量が少ない地域もあります。

そこで、住む地域によって受けられる障害福祉サービスの供給格差をある程度の範囲内に収束するとともに、本県全体としての底上げをめざします(圏域ごとの主な障害福祉サービス等の供給量は172頁を参照)。

【図表 1-20 全国比較で見た障害福祉サービス等供給量（平成 26 年 2 月）】
 (主なもの④) 共同生活援助：利用者数の人口 1,000 人あたり比較



2 障害のある人のすまいや障害者支援施設等の状況

1 グループホームの状況

障害者支援施設や精神科病院からの退所・退院や、親亡き後を見据えて在宅生活からの独立を希望する障害のある人等のすまいの選択肢として、少人数でできるだけ家庭に近い環境で共同生活を送ることができるグループホームの整備を進めています。

【図表 2-9 グループホームの整備状況】

	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
利用者数	1,062人	1,101人	1,586人	1,771人	2,283人	2,299人
定員総数	1,101人	1,511人	1,586人	2,036人	2,315人	2,511人

2 障害者支援施設・精神科病院の状況

重度の障害等により地域での生活が難しい人のための選択肢として、障害者支援施設があります。また、精神疾患のために入院治療を要する人には、精神科病院等がその役割を担います。

【図表 2-10 障害者支援施設の状況】

	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
入所定員総数	5,767人	5,685人	5,682人	5,664人	5,613人	5,579人

【図表 2-11 精神科病院の状況】

	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
精神科病院	42	42	42	42	42	42
うち指定病床を有するもの	37	37	37	37	37	37

2 精神科病院入院患者・病院職員地域移行調査の結果概要

1 回答者の属性

調査にあたっては県内 35 箇所の精神科病院に協力を依頼し、精神病床数に応じて回答数の割り当てを行い、各精神科病院において、慢性期の方を中心に対象となる入院患者の選定を行いました。入院患者（255 名）と、その患者を担当する病院職員（255 名）を対象とし、質問票の作成においては、厚生労働省が平成 25 年度に実施した「入院中の精神障害者等に対する意向確認」調査を参考にしました。

それぞれ 237 名から回答があり、手帳取得率は 46.8%、また、障害年金等級の判定がある人の割合は 48.1%となっています。

【図表 2-58 回答者の年齢分布】(N=237)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明
年齢	0.4	3.4	7.2	18.6	18.6	27.8	11.4	5.1	0.8	6.8
階層	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

【図表 2-59 回答者の性別分布】(N=237)

	男性	女性	その他
性別	57.4%	41.4%	1.2%

【図表 2-60 回答者の入院年数】(N=237)

	1年未満	1～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20年以上	不明
入院年数	39.7%	25.3%	11.0%	7.6%	4.2%	10.5%	1.7%

【図表 2-61 回答者の入院形態】(N=237)

	任意	医療保護	応急	措置	緊急措置	不明
入院時	41.4%	51.1%	0.4%	2.5%	0.4%	4.2%
現在	63.3%	34.2%	—	0.4%	—	2.1%

【図表 2-62 精神障害者保健福祉手帳・障害年金等級】(N=237)

	なし	1級	2級	3級	不明
手帳	47.7%	5.5%	38.8%	2.5%	5.5%
年金	46.0%	2.1%	44.3%	1.7%	5.9%

【図表 2-63 身体合併症の有無】(N=237)

	あり	なし	不明
合併症	26.6%	71.7%	1.7%

2 入院理由と退院希望の有無

入院を継続している理由については、入院患者側・担当病院職員側のいずれもが、病状が良くないことを最も多く挙げていました。しかしながら、担当病院職員側は退院後の住居や生活、家族の問題などにより重点を置いており、入院患者側の理解と担当病院職員側の理解に、統計的にも有意な差があることが分かります。

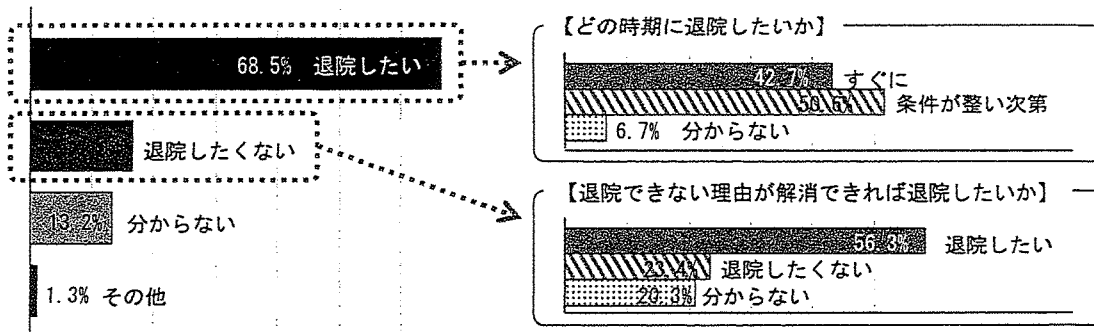
【図表 2-64 入院している理由】(N=237、複数回答可)

	病状が悪い	住居がない	家族が反対	お金がない	退院が不安	入院継続したい	その他
患者側の理解	35.2%	15.0%	10.4%	12.4%	13.1%	6.6%	7.3%
病院側の理解	23.8%	18.8%	13.7%	6.0%	17.3%	7.7%	12.7%

$\chi^2=30.705, p<.01$

また、68.5%が退院の希望を持ち、そのうち42.7%がすぐにでも退院したい、50.6%が条件が整い次第退院したいと回答しました。逆に、退院したくないと回答した人の割合は17.0%でしたが、そのうち23.4%は退院するための条件が整ったとしても入院を継続したいとしています。「1人で生活するのが怖い」「病院の友達と離れたくない」「行くところがない」といった理由が挙げられました。

【図表 2-65 退院希望の有無】 (N=237)



3 退院後のすまい

退院後のすまいについては、入院患者では自宅を希望する人が最も多く、113人(47.7%)となっている一方で、賃貸住宅を希望する人は52人(21.9%)、グループホームを希望する人は28人(11.8%)となっています。

【図表 2-66 退院した場合のすまい (入院患者)】 (N=237)

	自宅	賃貸住宅	グループホーム	分からない	その他
患者側の希望	47.7%	21.9%	11.8%	6.8%	11.8%

一方、担当病院職員から見て退院可能だと思われる方で、退院後に必要と考えられるすまいでは、自宅が第一ということは共通ですが、グループホームの占める割合が大きくなっています。その他の内容については、介護老人保健施設やサービス付き高齢者向け住宅などが挙げられています。

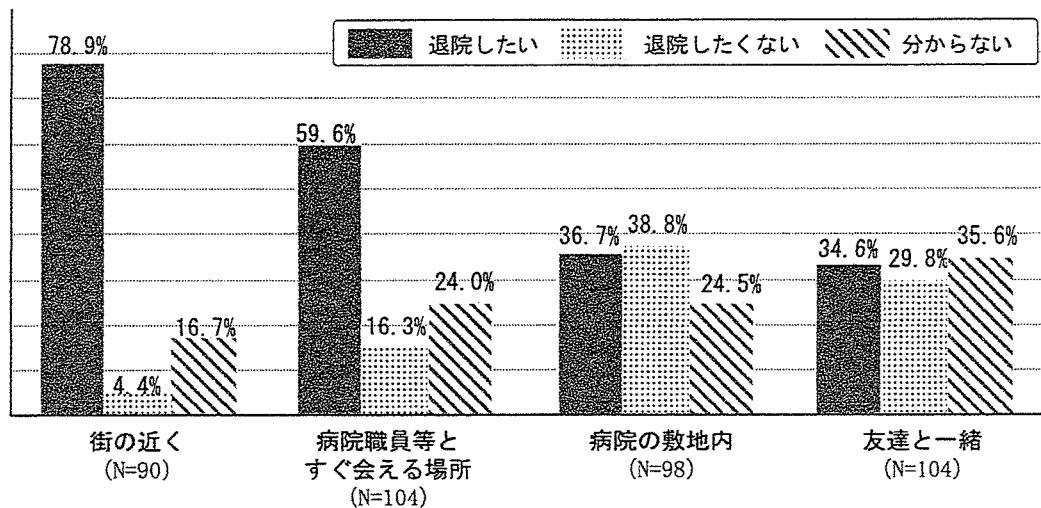
【図表 2-67 退院した場合のすまい (病院職員)】 (N=167)

	自宅	賃貸住宅	グループホーム	障害者支援施設	その他
病院側の想定	29.9%	12.0%	28.7%	15.0%	14.4%

また、退院した場合に賃貸住宅またはグループホームでの居住を希望する人のうち、街の近くであれば退院したいという人は78.9%で、利便性の高い居住環境を求めていることが分かります。その一方で、病院職員等とすぐに会える場所であれば退院したいという人は59.6%となり、病院から離れ過ぎてしまうことへの不安感も窺えます。また、病院の敷地内での生活を望む人の割合も36.7%となり、一定程度存在することが分かりました。

なお、友達と一緒に退院できる場所では分からないという回答が35.6%を占め、判断に悩んでいるという結果となりました。

【図表 2-68 賃貸住宅・グループホームの設置場所（入院患者）】



退院後の一人暮らしを望む割合は39.7%、望まない割合は40.1%であり、拮抗していることが分かります。また、分からないという回答も20.2%を占め、退院後の生活状況をうまくイメージできず、迷いが生じている可能性も想定できます。特に、食事や経済状況に対する不安が高くなっています。

【図表 2-69 一人暮らしの希望】 (N=237)

	希望する	希望しない	分からない
一人暮らし	39.7%	40.1%	20.2%

【図表 2-70 退院後の不安（複数回答）】 (N=358)

	食事	買い物	洗濯	その他家事	相談相手	家族関係	経済	その他
不安	19.8%	13.1%	11.2%	5.6%	10.9%	11.2%	20.7%	7.5%

2 くらし支援分野で関連する施策

[○：2020年にめざす施策 ●：今後さらに検討を深めていく施策]

■ 実現したいこと①

多様なニーズや生活設計に合わせたすまいの整備による、障害のある人の生活環境の向上

政策 すまいの確保

1 グループホーム等の新規開設や居住環境の改善等により、多様なニーズ（需要）に基づき障害のある人が地域で暮らせる体制を整えます。

- 障害のある人が、可能な限り自分の意思で居住地・住居形態の選択を行えるようにする支援姿勢の定着・強化
- 障害のある人が住みやすい住宅改造・増改築や防災設備・緊急通報装置設置等の推進
- 公営住宅におけるバリアフリー化の促進
- 住まいに関する相談やリフォーム（改築）に関するアドバイス（助言）支援の推進
- グループホーム開設時における初度備品の購入や開設等の支援
- グループホーム入居者に対する家賃の支援
- 県立病院の跡地や一定の条件（独立型住居であること、住宅地と同程度に家族や地域住民との交流を確保すること等）を満たした場合における障害者支援施設や病院の敷地内等におけるグループホームの整備の推進
- 行政や不動産関係団体、居住支援団体等の連携による障害のある人を対象とした賃貸住宅情報等の提供
- 保証人事業の支援を通じた賃貸住宅への入居の促進
- 家賃債務保証業者や保証人を要しない住宅に関する情報の提供

2 グループホームや障害者支援施設等で暮らす障害のある人の生活環境を改善し、毎日安心して生活を過ごせる環境を整備します。

- 入所を必要とする人に対する的確なケアマネジメント（多様な要望に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること）の実践と必要な施設入所支援の提供

- 障害のある人の意思決定により、グループホームを含め、小規模型やコレクティブハウス（北欧等の共同生活住居）型、サテライト（附属）型等多様なタイプ（様式）の施設・住居等を自ら選択できる環境の構築及び障害者支援施設等の居住環境の更なる向上の促進
- 地域での生活が特に困難で、障害者支援施設での専門的な処遇を要する障害者（重症心身障害児・者、重度自閉症、強度行動障害等）に対する施設職員の支援能力の向上
- 重症心身障害児・者や自閉症に特化した障害者支援施設の整備に向けた検討
- 障害者支援施設職員が率先して地域住民との交流に努め、相互の信頼感を醸成
- 警察や消防、医療機関等による夜間等警戒活動の推進
- 保健師等による巡回健康指導や医療機関との連携によるターミナルケア（終末医療・看護）等の後方支援機能の充実
- サテライト（附属）型住居の仕組みを活用した住み慣れた地域での単身生活の支援
- 県営住宅等を活用したグループホーム開設のためのマッチング（組み合わせ）支援
- 移動支援を活用した土日等における日中活動の推進

■ 実現のたね②

障害のある人が、必要な支援のもとで地域での暮らしを楽しむことができる環境づくり

政策 地域移行・地域定着の推進

1 障害のある人に障害者支援施設や精神科病院で適切なサービスや医療を提供するとともに、円滑な地域移行・地域定着を支援します。

- 体験入所を含む短期入所が可能な施設の拡充
- チャレンジホームの運営支援
- 地域移行支援・定着支援事業所の拡充
- 地域定着をサポートする北欧型パーソナルアシスタント（個人介助者）等に関する研究・検討の推進
- 矯正施設等を退所する障害のある人に対する重点的な支援
- 地域体制整備コーディネーター等による地域移行のための連絡調整の推進
- 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を望む者に対する金銭管理等を含めた生活訓練やデイケア（通院による日中の作業療法等）、訪問診療・看護等の充実

政策 経済的自立に向けた支援

1 就労が困難な障害のある人等に対し、地域で安心して暮らすことができるよう経済的なバックアップ（後方支援）を提供します。

- 自動車税やゴルフ場利用税、公共施設の利用料の減免
- 20歳前障害による障害基礎年金請求に関する弾力的運用制度についての周知の強化
- 行政機関窓口等における障害基礎年金・障害厚生年金に関する制度周知や関係団体との意見交換等の促進

3 成果指標① 福祉施設の入居者の地域生活への移行

1 現状と課題

第1～3期障害福祉計画における数値目標設定時の基準年（平成17年10月）から平成25年度末にかけて、施設入所者は5,627人から5,463人に減少しました（平成17年10月時点の施設入所者の2.9%減少）。第3期障害福祉計画の終期である平成26年度末時点における実績見込みは、5,416人となっています。

施設入所者の地域生活への移行は着実に進みつつありますが、親の高齢化等が進む中で、入所待機者への対応が課題となっています。待機者のうち、グループホーム等で暮らしていくことが可能な人を支援するとともに、入所を必要とする人のため、待機状態を解消していく必要があります。

【図表4-3 第1期～第3期計画の実績】

	17年10月 (基準時)	18-23年度実績 (第1・2期計画)	18-25年度実績
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	619人	794人
②新規入所者数	—	229人	630人
③増減(②-①)	—	△390人	△164人
④施設入所者数	5,627人	5,237人	5,463人

障害者支援施設から退所し、地域生活を希望する人にとってグループホームは生活拠点・地盤として大きな役割を果たします。公営住宅をグループホームに活用するなど、全県的に整備を進めてきた結果、平成25年度末時点における利用実績は2,299人となりました。第3期障害福祉計画で設定した平成26年度末時点の見込量2,850人分に対し、同時期の実績見込は2,470人で、86.7%の進捗率となっています。

また、地域生活への移行過程を支えるため、相談支援や生活訓練等を着実に実施するとともに、見守りや緊急時の対応、日中活動の場を整備していく

必要があります。

【図表 4-4 グループホームの整備状況（再掲）】

	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
利用者数	1,062人	1,101人	1,586人	1,771人	2,283人	2,299人

2 数値目標と設定の考え方

第4期計画では平成25年度末時点の施設入所者数を基準に、これまでの実績を踏まえ、平成29年度末までに711人（平成25年度末時点の施設入所者数を5.0%削減）が地域生活に移行することを目標とします。

障害者支援施設から地域生活への移行を進めていくには、グループホームなど地域で生活するためのすまいの場を整備することに加え、重度化や高齢化等により入所を必要とする人に新規入所を限定し、入所後もケアマネジメント（多様な要望に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること）をしっかりと行うことにより、入所後の生活支援等により地域での生活が可能となった場合には、地域移行を支援していくことが必要です（詳しくはP148「指定障害者支援施設の必要入所定員数」参照）。

【図表 4-5 数値目標】

	25年度 (基準時)	29年度 (目標、基準時からの累計)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	711人 (13.0%)
②新規入所者数	—	440人
③増減(②-①)	—	△271人
④施設入所者数	5,463人	5,192人 (△5.0%)

4 成果指標② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

1 現状と課題

第3期障害福祉計画においては、「1年未満の入院者の退院率」「1年以上の入院者の退院率」を目標値として設定しており、平成24年6月末現在において、1年未満の入院者の退院率は68.6%、また、1年以上の入院者の退院率は24.8%となりました。

精神科病院の平均在院日数は短縮化の傾向にありますが、地域によってはグループホーム等の整備がまだ十分ではないことから、グループホーム開設や家賃の補助による入居支援等によって退院後の生活拠点を増やすとともに、ピアサポーター（当事者に対する当事者による支援）による地域生活や就労に関する支援などを行う必要があります。

一方で、障害者就業・生活支援センターと精神科病院との連携も徐々に進みつつあります。平成30年度には精神障害者の雇用義務化を控えていることから、企業による雇用ニーズ（需要）も高まっており、就労を見据えた地域移行が進んでいくことが期待されます。

【図表4-6 第3期計画の実績】

	20年6月末 (基準時)	24年6月末 (第3期計画実績)
1年未満の入院者の平均退院率	799人/月 69.8%	916人/月 68.6% (▲1.2%)
1年以上の入院者の退院率	127人/月 20.1%	146人/月 24.8% (+4.7%)

2 数値目標と設定の考え方

第4期障害福祉計画においては、国の基本指針に従い、「入院後3ヶ月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」「長期在院者数（1年以上）の減少」の3つを目標項目として設定します。

数値目標について、これまでの実績を踏まえ、平成29年6月末における入院後3ヶ月時点の退院率については58.6%、入院後1年時点の退院率については91.2%とします。また、長期在院者数については6,377人とし、平成24

年6月末時点から9.7%の減少をめざします。

精神科医療においては、新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期（入院3ヶ月未満）の患者に対して手厚く密度の高い医療を提供することとなっています。また、在院期間の長期化は社会復帰を難しくするため、1年未満で退院できるよう、必要な取組や医療を提供する体制を整えることが必要です。

入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めていくには、医師や看護師、相談員等が地域生活や就労などをより意識した支援を行うことに加え、デイケア（通院による日中の作業療法等）の充実や精神障害者保健福祉手帳の取得推進、障害福祉サービスの体験利用などを進めていく必要があります。また、グループホームなど地域で生活するためのすまいの場を整備するとともに、退院後の生活不安等を解消するため、訪問診療・看護や重度訪問介護、地域定着支援実施事業所等の拡充も推進していかなければなりません。

【図表4-7 数値目標】

	24年6月末 (基準時)	29年6月末 (目標)
入院後3ヶ月時点 の退院率	53.7%	58.6%
入院後1年時点の 退院率	87.9%	91.2%
長期在院者数（1年 以上）の減少	7,059人(在院数) －(削減率)	6,377人(在院数) ▲9.7%(削減率)

2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

第3期障害福祉計画の終期である平成26年度末（見込）には、施設入所者数は5,416人、定員総数は5,579人となる見込みです。

第4期障害福祉計画においても引き続き地域移行を推進し、平成29年度末には施設入所者が5,192人となることをめざしますが、定員総数については、重度化や高齢化等により、入所が必要とされる人の新規入所等を考慮し、原則として、平成26年度の定員総数を維持することとします。

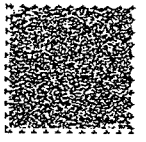
なお、目標施設入所者数（5,192人）と定員総数の間に存在する需給ギャップ（387人）については、レスパイト（家族による一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと）目的の短期入所や災害が発生した場合の一時避難などに活用することとします。

入所にあたっては、相談支援をはじめとするケアマネジメント（多様な要望に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること）を実践した上で施設入所支援を的確に実施するとともに、施設外での通所サービス等を積極的に採り入れることで、施設入所後の日中活動の自由を保障します。併せて、居住環境のより一層の向上や地域住民との積極的な交流、職員の支援能力の向上等を促進していきます。

また、入所後においても、適切なケアマネジメント（多様な要望に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること）を通じ、入所後の生活支援等により地域での生活が可能となった人に対しては、地域移行支援・地域定着支援などのサービスを活用し、地域への移行を促します。

【図表4-22 必要入所定員数】

	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込
必要入所定員総数	5,579人分	5,579人分	5,579人分	5,579人分

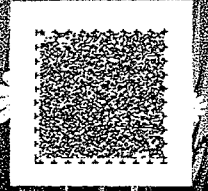


第4期神戸市障がい福祉計画



19-神戸

平成27年3月
神戸市



II 計画の基本的な考え方及び成果目標

1. 相談支援

障がい者が必要なサービスを適切に利用できるよう相談支援体制の充実を図ります。

◆相談支援体制の充実

障がい者が、地域で自立した生活が送れるよう、区役所のほか、障害者地域生活支援センター、発達障害者相談窓口、障害者就労推進センター、指定特定相談支援事業所などが連携して相談支援を行い、相談支援体制の充実を図ります。

◆計画相談支援の推進

平成27年4月から、障害福祉サービス利用者全員のサービス利用に際し計画作成が必要であるため、相談支援事業所、相談支援専門員を増やすことが必要です。

そのため、市内の障害福祉サービス事業所に対し相談支援専門員初任者研修の受講並びに特定相談支援事業所新規申請の勧奨を行い、相談支援事業所を平成27年度は8か所、平成28年度は4か所、平成29年度は4か所増設します。それに応じて、相談支援専門員を平成27年度は新規事業所8か所で12人、既存事業所で6人合わせて18人増員します。また、相談支援事業所等を対象とした研修を実施し、人材の育成を図っていきます。

【相談支援】

	26年度 (見込)	計画		
		27年度	28年度	29年度
障害福祉サービス支給 決定者数	11,256人	11,965人	12,719人	13,520人
計画相談支援利用者	4,397人	9,975人	11,253人	13,520人
指定特定相談支援事業所数	36か所	44か所	48か所	52か所
相談支援専門員	88人	106人	118人	130人

2. 障害福祉サービス事業所の整備

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの事業所の整備を進めていきます。一方で、国の施設整備補助予算が十分に確保されていない状況があります。介護保険に基づく事業所との連携などさらなる工夫を図っていきます。

◆グループホームの整備

障害者支援施設や精神科病院からの地域生活への移行や住み慣れた地域で生活を継続していくために、住まいの確保は重要です。グループホームは、平成26年4月現在、定員551人分となっています。しかしながら、北区（199人分）、西区（173人分）では整備が進んでいますが、市街地においては少ない状況となっています。

これまで毎年度50人分の増加を目標に整備を進めてきましたが、今後も毎年度50人分の増加を目標に整備していきます。また、市独自のグループホームの整備費用補助を活用して、市街地での整備を進めるとともに、市営住宅を活用したグループホームを増やしていきます。

【グループホームの整備】

(単位：人分)

	26年4月現在	26年度 (見込)	計画		
			27年度	28年度	29年度
定員	551	600	650	700	750
			50 増	50 増	50 増

◆短期入所事業所の整備

短期入所については、市街地に少なく、特に重度心身障がい者や医療的ケアの必要な障がい者が利用できる事業所は少ない状況です。そのため、希望しても利用できなかったり、緊急時に入所先がみつからなかったりする場合があります。

平成26年4月現在、市内に35事業所がありますが、うち北区14、西区11、その他10となっています。短期入所の利用者数は今後増えていくことが見込まれることから、その増加に見合うよう事業所の整備を進めていきます。整備にあたっては、市街地での整備を促します。

また、介護保険に基づく事業所に働きかけ、基準該当障害福祉サービスの事業所を増やしていくなどの連携に取り組んでいきます。

さらに、神戸市立通所施設の「たまも園」「もとやま園」「おもいけ園」は民間移管を行い、短期入所の新設を行います。

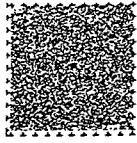
◆生活介護事業所の整備

障がい者の高齢化や重度化により、医療的ケアが必要な方が増えているなか、対応できる事業所、機能訓練や入浴できる事業所も限られています。また、生活介護事業所についても、地域的な偏りがあり、市街地に少ない状況です。

平成26年4月現在、86事業所がありますが、うち北区23、西区18となっています。生活介護の利用者数は今後増えていくことが見込まれることから、その増加に見合うよう事業所の整備を進めていきます。なお、事業者より事業所開設の相談があった場合には、市街地での整備を働きかけ市街地での整備を促します。

また、介護保険に基づく事業所に働きかけ、基準該当障害福祉サービスの事業所を増やしていくなどの取り組みを行っていきます。

さらに、神戸市立通所施設の「たまも園」「もとやま園」「おもいけ園」の民間移管を行い、生活介護の定員を拡大する予定です。



①グループホームの定員数（区別）の推移

（単位：人）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
23年4月	9	9	14	9	121	23	13	20	118	336
24年4月	8	9	36	9	159	25	23	26	158	453
25年4月	8	9	33	9	179	28	28	40	173	507
26年4月	14	9	33	13	199	28	28	47	173	551

②短期入所の定員数（区別）の推移

（単位：人）

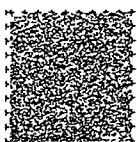
	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
23年4月	(0)	(1)	(1)	(1)	116 (12)	(0)	9 (2)	(1)	40 (12)	165 (30)
24年4月	(0)	(1)	(1)	(1)	116 (13)	(0)	9 (3)	(1)	40 (12)	165 (32)
25年4月	(1)	(1)	(1)	(1)	125 (14)	5 (1)	13 (3)	(1)	41 (11)	184 (34)
26年4月	20 (2)	(1)	(1)	(1)	125 (14)	5 (1)	15 (3)	(1)	41 (11)	206 (35)

※ 障がい者支援施設の空床利用型は定員数0とした。()内は事業所数

③日中活動系障害福祉サービス事業所の区別定員数（平成26年4月現在）（単位：人）

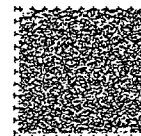
	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
生活介護	143 (8)	144 (5)	50 (2)	146 (6)	927 (23)	165 (8)	236 (8)	229 (8)	686 (18)	2,726 (86)
自立訓練	0 (0)	12 (2)	20 (3)	12 (1)	20 (2)	60 (3)	0 (0)	6 (1)	154 (5)	284 (17)
就労移行支援	23 (2)	32 (2)	75 (4)	44 (3)	49 (5)	12 (2)	6 (1)	48 (3)	157 (7)	446 (29)
就労継続支援A型	50 (3)	30 (2)	11 (1)	0 (0)	25 (2)	30 (2)	40 (2)	50 (3)	145 (7)	381 (22)
就労継続支援B型	245 (12)	183 (10)	142 (10)	328 (18)	327 (18)	428 (20)	297 (15)	284 (15)	336 (16)	2,570 (134)
合計	461 (25)	401 (21)	298 (20)	530 (20)	1,348 (28)	695 (50)	579 (35)	617 (26)	1,478 (53)	6,407 (288)

※ ()内は事業所数



3. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めます。



◆グループホームの整備（再掲）

◆短期入所施設の整備（再掲）

◆生活介護事業所の整備（再掲）

◆地域支援機能強化専門員の配置

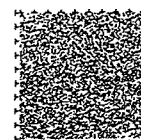
障害者地域生活支援センターに、地域支援機能強化専門員（地域支援コーディネーター）を5人配置し、障がい者が施設・病院から退所・退院した後の生活を支える仕組みづくりを進めていきます。

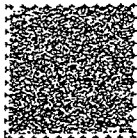
◆地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進

施設入所者や精神科病院に入院している障がい者などを対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援（地域移行支援）や、居宅において単身で生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援（地域定着支援）を実施します。

◆体験型グループホームの利用促進

施設入所者や精神科病院入院者等が、地域移行に向けて、グループホームを体験利用できるよう専用居室を市内3か所に確保し、地域移行に向けた取り組みを推進します。





【成果目標】

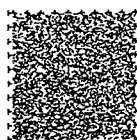
	目標設定の考え方
①福祉施設の入所者の地域生活への移行 123人以上	平成24年度及び平成25年度の地域生活への移行者数の実績は、平均36人です。 地域移行の取り組みをさらに進め、移行者数を5人上乗せして、毎年度41人以上、平成27年度から29年度までに123人以上の方が福祉施設から地域生活へ移行することをめざします。
②福祉施設に入所している障がい者数 真に入所が必要な障がい者が速やかに入所できるようにします。 ※数値目標は設定しない	神戸市民の施設入所者数は、平成23年度末1,362人、平成24年度末1,370人、平成25年度末1,371人となっています。地域移行等により毎年90人程度が福祉施設から退所しますが、新規入所も毎年90人以上となっています。障害者支援施設の待機者があり、今後も、重度化により入所を必要とする人がいます。 高齢化等に対応するため介護保険に基づく施設への入所や、地域移行の取り組みを進めることによって、障害者支援施設の待機者（短期入所を長期的に使っている人を含む）をなくしていくことをめざし、入所者の居住環境の向上に努めます。そのため、施設入所者数の数値目標は設定しないこととします。

【福祉施設からの地域移行数・施設入所者数】

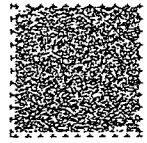
(単位：人)

	福祉施設からの退所者数			新規入所	施設入所者数 (各年度3月時点)
	合計	内訳			
		地域生活移行	他施設・病院等		
24年度	88	35	53	96	1,370
25年度	91	36	55	92	1,371

※平成23年度（3月時点）の施設入所者数1,362人



4. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行



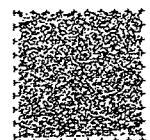
入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めます。

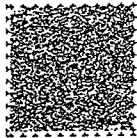
- ◆グループホームの整備（再掲）
- ◆短期入所施設の整備（再掲）
- ◆生活介護事業所の整備（再掲）
- ◆地域支援機能強化専門員の配置（再掲）
- ◆地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進（再掲）
- ◆体験型グループホームの利用促進（再掲）

- ◆入院患者の退院に向けた意欲喚起・病院スタッフなどの地域移行に対する理解促進
ピアサポーターの活用や、精神科病院に配置された退院後生活環境相談員・地域援助事業者向けの研修等を開催して、入院患者の退院に向けた意欲の喚起・病院スタッフなどの地域移行に対する理解の促進を図ります。

- ◆地域生活における支援の連携
高齢精神障がい者も含めた精神科病院からの地域移行が円滑に進むよう、保健・医療・福祉・介護等の関係機関における情報交換を密にし連携を図ります。

- ◆精神医療審査会の審査及び実地指導での確認等
平成26年4月から施行された改正精神保健福祉法における精神科病院の管理者に義務づけられた退院促進の体制整備等について、精神医療審査会での審査や実地指導において確認や助言を行います。



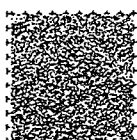


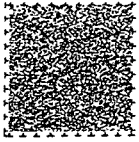
【成果目標】

	目標設定の考え方
○平成 29 年 6 月の入院患者の入院後 3 か月時点の退院率 60%以上	平成 22 年度から平成 24 年度までの入院後 3 か月時点の退院率は、平均約 57%で、大きな変動もなくほぼ横ばいで推移しています。 平成 26 年 4 月から施行された改正精神保健福祉法を受け、精神医療審査会及び実地指導における確認・助言や、退院後生活環境相談員の配置などの病院の取り組みが強化されることによって、入院後 3 か月時点の退院率を毎年 1%増やしていき、平成 29 年 6 月時点の退院率を 60%以上とします。
○平成 29 年 6 月の入院患者の入院後 1 年時点の退院率 91%以上	平成 22 年度から平成 24 年度までの入院後 1 年時点の退院率は、平均約 89%で、大きな変動もなくほぼ横ばいで推移しています。 入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた取り組みや、改正精神保健福祉法を受けた病院の取り組みの強化などにより、入院後 1 年時点の退院率を毎年 0.5%増やしていき、平成 29 年 6 月時点の退院率を 91%以上とします。
○平成 29 年 6 月における長期在院者数(1 年以上) 1,570 人以下	平成 24 年 6 月末時点の市内の長期在院者数は、1,870 人です。平成 22 年度から平成 24 年度まで、長期在院者数は、平均約 3.5%の割合で減少しています。 地域移行等の取り組みを推進することによって、年平均 3.5%の割合で長期在院者を減らし、平成 29 年 6 月時点の長期在院者数を 1,570 人以下とします。

【3 か月後の退院率・1 年後の退院率・長期在院者数 実績・計画】

		3 か月後の退院率	1 年後の退院率	1 年以上長期在院者数 (対前年比)
実績	22 年度	60.3%	91.8%	2,023 人 (2.4%減)
	23 年度	54.5%	88.6%	1,947 人 (3.8%減)
	24 年度	55.7%	88.2%	1,870 人 (4.0%減)
	3 か年平均	57%	89.5%	1,947 人 (3.5%減)
	25 年度(見込)	57%	89.5%	1,830 人 (3.5%減)
	26 年度(見込)	57%	89.5%	1,760 人 (3.5%減)
計画	27 年度	58% (1%増)	90% (0.5%増)	1,690 人 (3.5%減)
	28 年度	59% (1%増)	90.5% (0.5%増)	1,630 人 (3.5%減)
	29 年度(目標)	60% (1%増)	91% (0.5%増)	1,570 人 (3.5%減)





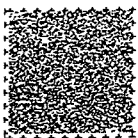
5. 神戸市障害者施策推進協議会委員・幹事名簿

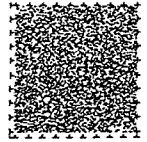
〔委員〕(五十音順, 敬称略)

	浅野 達藏	兵庫県精神神経科診療所協会 会長
	池内 正	社会福祉法人 神戸市身体障害者団体連合会 理事長
	池山 美代子	神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 理事長
会長	石田 易司	桃山学院大学 教授
	石橋 宏昭	障害者問題を考える兵庫県連絡会議 事務局長
会長代行	岩田 泰夫	放送大学大学院 客員教授
	植戸 貴子	神戸女子大学 教授
	大井 としひろ	市議員(福祉環境委員会委員長)
	大西 孝男	神戸市身体障害者施設連盟 会長
	小川 正	神戸市精神障害者家族連合会 会長
	後藤 久美子	一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会 会長
	坂本 津留代	特定非営利活動法人ニューいぶき 理事長
	佐々木 勝一	京都光華女子大学 教授
	佐藤 公彦	市議員(福祉環境委員会副委員長)
	武田 純子	神戸市重度心身障害児(者)父母の会 会長
		特定非営利活動法人にじのかけ橋 理事長
	東馬場 良文	兵庫県社会就労センター協議会 会長
	松端 信茂	神戸市知的障害者施設連盟 会長
	村山 知行	一般社団法人神戸市医師会 地域支援委員会 担当理事
	柳田 洋	兵庫障害者連絡協議会 会長

〔幹事〕

	日下 優	保健福祉局担当部長(人権推進担当)
	衣川 彰	保健福祉局障害福祉部長
	山本 弘之	保健福祉局担当部長(就労支援担当)
	狩野 りか	保健福祉局担当部長(心身障害福祉センター担当)
	伊地智 昭浩	保健福祉局保健所長兼担当部長 (こころの健康センター所長事務取扱)
	常深 幸子	こども家庭局担当部長(発達支援担当)
	野元 幸次	こども家庭局こども家庭センター所長
	永田 章彦	保健福祉局総務部計画調整課長
	中山 裕介	保健福祉局健康部地域保健課長
	樋口 英治	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
	上田 智也	保健福祉局高齢福祉部介護保険課長
	檉原 伴子	保健福祉局障害福祉部障害者支援課長
	吉村 千波	保健福祉局障害福祉部発達障害者支援センター長
	前田 錦也	こども家庭局こども企画育成部総務課長
	茂泉 元男	教育委員会事務局指導部特別支援教育課長
	比嘉 正	神戸市社会福祉協議会事務局総務部長
	今西 敏男	保健福祉局障害福祉部障害福祉課長





第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるもの。
- 第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、昨年11月から社会保障審議会障害者部会において議論し、見直しの方向性等について了承を得たところ。
- パブリックコメント実施を経て、5月15日に基本指針を告示。今後（平成26年度中）、自治体において障害福祉計画を策定。

基本指針の見直しの主なポイント

(1) 計画の作成プロセス等に関する事項

OPDCAサイクルの導入(新規)

- ・ 少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ・ 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

(2) 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・ 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ・ 施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

②精神科病院から地域生活への移行促進

- ・ 入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。(平成21年から23年の平均58.4%)
- ・ 入院後1年時点の退院率を91%以上とする。(平成21年から23年の平均87.7%)
- ・ 1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。

③地域生活支援拠点等の整備(新規)

- ・ 障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

④福祉から一般就労への移行促進

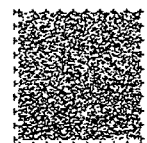
- ・ 福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・ 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- ・ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。(平成23年度実績27.1%)

(3) その他の事項

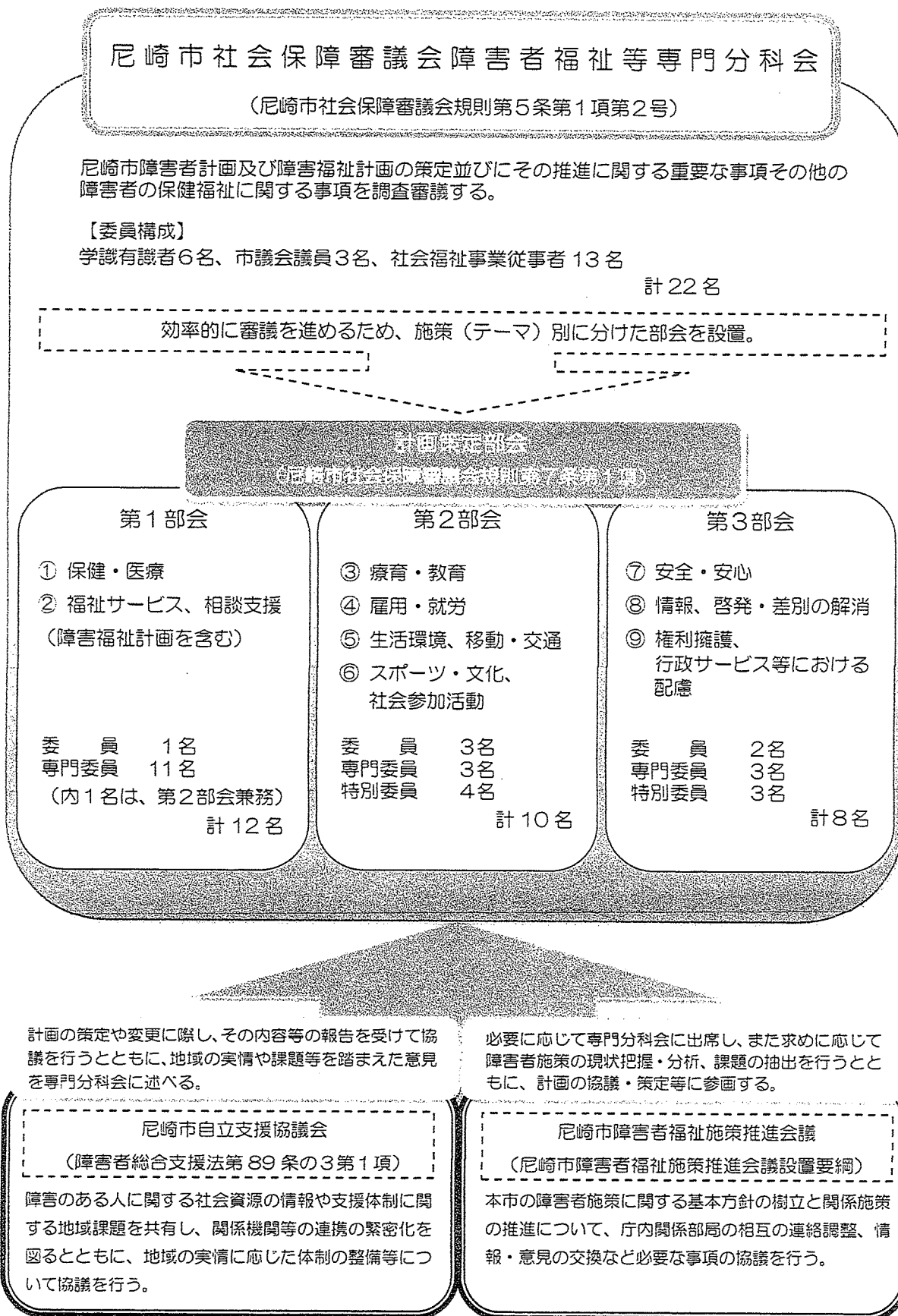
○障害児支援体制の整備(新規)

- ・ 児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

○計画相談の充実、研修の充実等



■計画の策定体制図



4 地域生活及び一般就労への移行状況等（障害福祉計画）

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

第3期計画において、施設入所者のうち平成26年度末までにグループホームなど地域生活へ移行する者の計画値については、当時の実績等も勘案して、平成17年10月1日時点の施設入所者の約1割にあたる41人を見込んでいました。その後も地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備を進めてきましたが、施設から地域への移行ではなく、地域生活を維持するためにグループホームを利用する人も多いことから、実績としては21人の移行となっています。

また、施設入所者の削減については、地域移行・地域定着支援など相談支援事業を活用していくことで、20人の削減を見込んでいました。毎年度、一定人数の施設退所者がいますが、在宅でサービスを利用している地域での生活を維持することが困難になった人など新たな施設入所者がいるため、結果として、削減するには至りませんでした。

項目	計画値	実績値
平成17年10月1日時点の施設入所者数	411人	
平成26年度末における地域移行者数	41人	21人
	10.0%	5.1%
平成26年度末における施設入所者数の削減数	20人	0人
	4.9%	0%

※ 平成26年度の実績値については、平成26年11月現在の見込みとなります。（以下の表中も同様）

（２）福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値については、当時の就労移行支援事業所の設置動向や国の基本指針を踏まえて、平成17年度の実績の4倍にあたる12人を見込んでいました。近年、就労移行支援等の事業所も増えていることから実績も増加傾向にあり、目標値を超えて、18人となっています。

項目	計画値	実績値
平成17年度の一般就労移行者数		3人
平成26年度における一般就労移行者数	12人	18人

3 地域生活及び一般就労への移行等（目標）

（１）施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針（以下、「国指針」という。）においては、『平成29年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること、また施設入所者数の4%以上削減することを基本とする。さらに、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。』とされています。

今後は、地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して国指針に定める目標値の3割程度にあたる23人を目標として設定することとしますが、引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所の確保に取り組んでいく必要があります。

また、施設入所者の削減数については、第1期から第3期の障害福祉計画期間を通じて、本市では毎年一定の施設退所者がいるにもかかわらず、すぐに新たな入所者が入所するという状況が続き、削減実績はありませんでした。これは、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因と考えられます。

しかしながら、施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所の確保に努めることで、国指針に定める目標値の約半数にあたる18人を目標として設定します。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者（A）	411人	
【目標】地域生活への移行者数	23人 5.6%	平成29年度末における施設入所から地域生活への移行者数
平成29年度末時点の施設入所者（B）	393人	
【目標】施設入所者の削減数	18人 4.4%	平成29年度末における施設入所者の削減数

(3) 居住系サービス

(必要量の見込み)

「共同生活援助（グループホーム）」については、これまで国の制度補助のほか、平成24年度まで実施されていた県の基金事業（グループホーム等新規開設補助事業）の活用等によってグループホームの整備促進を図ってきたことから、利用実績は増加傾向にあります。

引き続き、障害のある人の入院・入所等からの地域生活への移行をはじめ、「保護者の高齢化」や「親亡き後」の生活を見据えて整備を進めていく必要があるため、これまでのサービス供給量の伸びを維持するよう必要量を見込みます。

また、「施設入所支援」については、第4期計画で目標設定している施設入所者の削減数を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

引き続き、国の制度補助を活用して設置の促進につなげていくとともに、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施していきます。

また、市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震性住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、利便性やバリアフリーの面で障害のある人の住まいに適した物件をどう選定していくかの課題等があるため、引き続き、庁内関係部局と検討を行っていきます。

■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	238 人/月	261 人/月	286 人/月
施設入所支援	416 人/月	410 人/月	404 人/月

(4) 相談支援

(必要量の見込み)

「計画相談支援」については、平成 24 年度から「サービス等利用計画」の作成対象者が全ての障害福祉サービス及び地域移行・地域定着支援の支給決定者に拡大されており、本市でも早急に対応していく必要があります。

そのため、第 4 期計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。

また、「地域移行・地域定着支援」については、入院・入所中からの継続支援体制や常時かつ緊急時の相談支援体制が必要であるなど、事業者の設置促進が難しい状況を踏まえ、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

本市においては、指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業者が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

また、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていきます。

さらに、多様化する相談支援事業への支援を行うため、専門的指導や助言等を行う基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組むことで、地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画、 モニタリング)	112 人/月	224 人/月	336 人/月
地域移行支援	3 人/月	4 人/月	5 人/月
地域定着支援	5 人/月	14 人/月	38 人/月

1 計画の推進体制

「尼崎市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）」は、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしくいきいきと地域で生活し、地域との関わりの中で自立して過ごせる支え合いのまちづくりを目指す総合的な計画です。本計画における各種施策の推進にあたっては、庁内関係部局が連携して、障害のある人のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

また、障害者施策を推進するうえで、専門機関との連携・協力は、必要不可欠なものとなっています。あわせて、障害のある人の地域生活を支援していくうえで、当事者団体や特定非営利活動法人（NPO）、地域の事業者、ボランティア団体、住民も行政の大切なパートナーです。引き続き、必要かつ十分な連携を図っていくとともに、定期的な連絡会・報告会・勉強会等を通じて、情報の共有を目指していきます。

さらに、障害者施策を検討・実施するにあたっては、当事者が積極的に参加することが必要です。あらゆる機会を捉えて、障害のある人やその家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて本計画の推進に取り組んでいきます。

2 財源の確保

本計画における各種施策の推進にあたっては、財源の確保が大きな課題となります。

本市財政が依然として非常に厳しい状況にある中、国の障害者施策においては、今後も制度改正等が予定されているため、適切かつ持続可能な取組を進めるために、本市事業の実施や必要な体制整備等については、その優先度等も踏まえた十分な検討を行っていくことが必要と考えます。

障害のある人に対する福祉サービス等に係る基盤整備や制度改正等に要する財源については、本来、国の責任において講じられるべきと考えます。また、福祉サービス等の提供に要する財源についても、自治体負担が増加する部分に対しては確実な財源措置が行われるよう、引き続き、国に対して必要な要望を行うとともに、県に対しても補助制度等の継続的な支援を求めています。

3 計画の評価・検討

(1) 進捗管理と評価の考え方

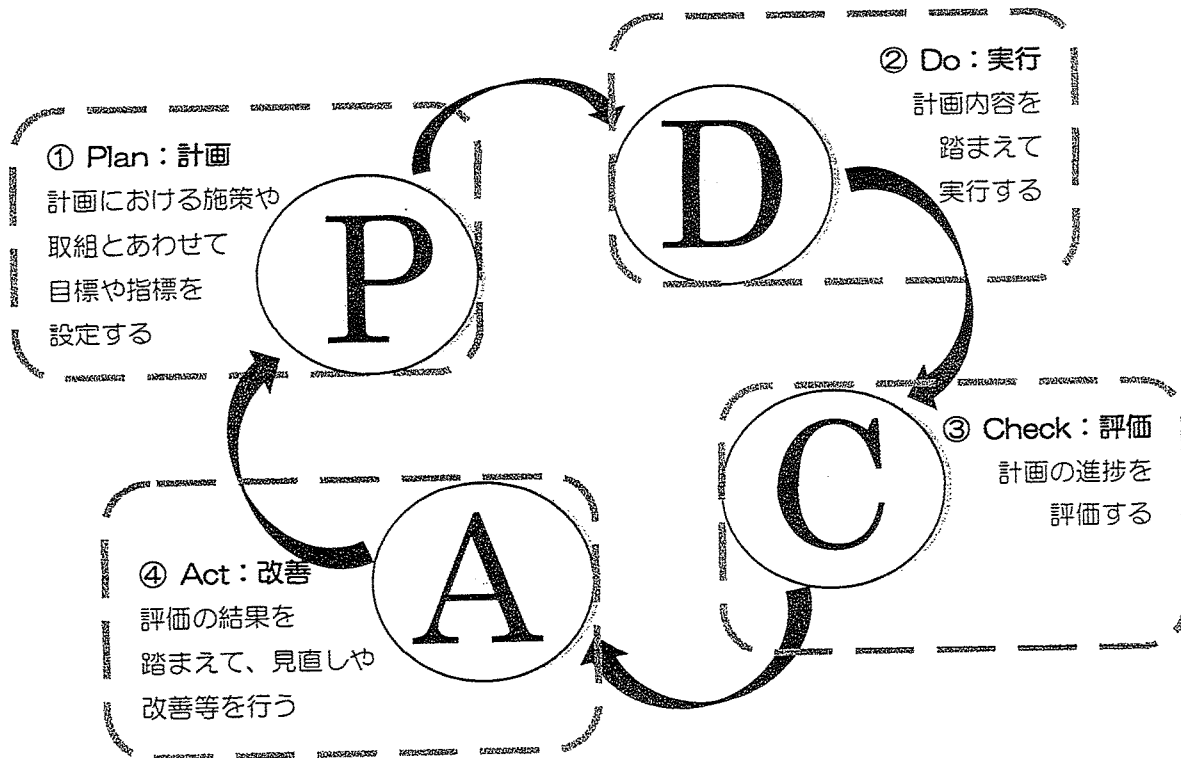
本計画の策定により推進していく施策は広範囲にわたります。そのため、計画の進捗管理や評価等にあたっては、庁内関係部局が連携して取り組んでいきます。

今回の計画策定にあたっては、目指すべき「基本理念」のもとに3つの「重点課題」と9つの「基本施策」を体系付けました。また、本計画の基本理念や重点課題の達成を推し量るために、各基本施策に「施策目標」と「活動指標」を設定しました。今後は、この各施策目標と活動指標の進捗状況を把握していくことで本計画の進捗管理を行っていきます。

あわせて、障害福祉サービス等の提供の確保に向けては、第6章における目標設定や必要見込量等の進捗状況を把握していくこととします。

これらの状況については、「PDCAサイクル」を導入して、毎年度の評価等を行い、その結果を公表していきます。また、その評価等を行う際には、本計画の策定にあたり答申をいただいた「社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」をはじめとした各会議体に報告して、ご意見をお聴きするなどの方法により、評価等の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を行います。

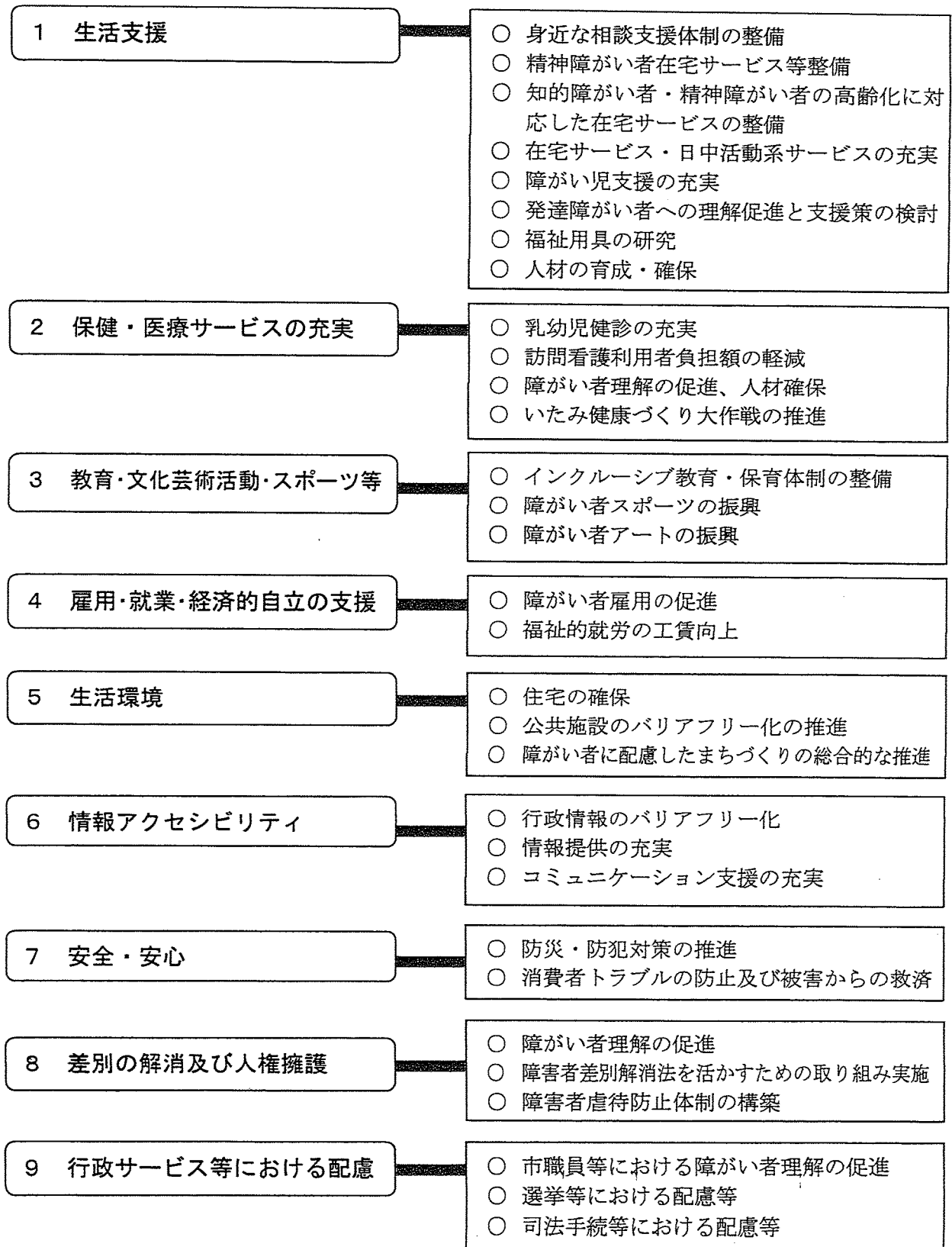
なお、評価等によって改善等が必要となる場合は、施策の取組の方向や設定した活動指標等を見直すなどし、本計画を着実に進めていくこととします。



(4) 計画の施策体系

【分野別施策】

【基本的方向】



第2章 分野別施策

(1) 生活支援

障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活支援・障害福祉サービス等の支援を行います。

① 身近な相談支援体制の整備

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・ピアカウンセリングを継続してほしい。
- ・障害の多種多様化に、相談員が対応しきれていない。
- ・相談支援が届いていないところがある。(発達障害)
- ・相談支援窓口の周知、相談支援専門員の資質の向上。(支援が必要だが、「障害」に気づかず、苦しんでいる方も多いと考えられる。)

【施策の基本的方向】

- ピアカウンセリング、身体・知的・精神障害者相談員など、障がい者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である、当事者による相談活動を継続していきます。
- 多様化する障害種別・ライフスタイル、点在する障害福祉サービスのコーディネートなど、今後の障がい者の地域生活支援に相談支援の充実が必要不可欠です。サービス等利用計画の作成を促進することで、指定特定相談支援事業所の数がそろってきています。引き続き、サービス等利用計画の安定・継続的作成、地域定着支援の普及に向けて、相談支援専門員の人材確保に努めるとともに、さまざまな障害種別に対応し、当事者の支援の必要性に的確に対応する「相談員の質の確保」を図ります。
- 市障害福祉課、たんぼぼ、4委託相談支援事業所を基幹相談支援ネットワークと名づけ、本市における障がい者等の相談を総合的に行い、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの自覚のもと、機能強化・連携の緊密化を図ります。また、集約型基幹相談支援センターのあり方を検討していきます。

② 精神障がい者在宅サービス等整備

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・精神障がい者の地域生活を支えるサービス基盤の整備。(精神科病棟の長期入院患者は減少傾向に向かい、退院して地域生活へ移行する方の一層の増加が見込まれます。)
- ・家族支援を重視した支援策の検討。(精神障がい者は思春期発症が多く、家族が障害を受容し、家族会活動に参加するところには、家族自身の高齢化や、老親・配偶者の介護問題等を抱える事例も多いため。)
- ・精神障がい者の緊急一時預かり等の社会資源整備。
- ・精神障がい者の急性期に暴れたりするときの家族の避難場所がない。

【施策の基本的方向】

- ショートステイの確保、緊急時ニーズへの対応等、検討し、整備を進めていきます。既存の高齢者施設、障がい者施設、医療機関における精神障がい者を対象としたサービス提供体制の整備を図ります。

③ 知的障がい者・精神障がい者の高齢化に対応した在宅サービスの整備

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・精神障がい者の高齢化対策が不十分である。
- ・知的障がい者の高齢化対策が不十分である。

【施策の基本的方向】

- 高齢化に対応した、日中活動の場のあり方、住まいの場のあり方について検討を進めます。既存の介護保険施設やサービス、既存の障害福祉施設における高齢化に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

④ 在宅サービス・日中活動系サービスの充実

【課題】

- ・短期入所は空床が少なく、緊急時対応が困難。
- ・特別支援学校在校生の増加傾向に伴う、卒業生の日中活動の場の確保。
- ・医療依存度の高い方の日中活動の場の確保策。(現市立デイサービスセンター以外の利用が困難な現状ですが、1日の利用者数が満床に近く、増員や増設等第2デイサービスセンターの設置又は、生活介護事業所増設や既存施設の定員増員等が検討すべき課題です。)
- ・医療依存度の高い児童の増加に対応するサービス提供基盤の整備。
- ・医療依存度の高い児童が利用できる短期入所事業の不足。
- ・重症心身障がい児童の利用可能な放課後デイサービスの未開設。

【施策の基本的方向】

- 訪問系サービス、日中活動系サービス(介護給付)の拡充を図ります。
- 医療的ケアを要する方々も、地域で暮らすことが普通になってきています。ただ、支援人材の不足、家族の介護負担が大きい、医療との連携が取りにくいなど問題が依然として多いことも現実で、その課題の軽減に努めます。
- 特別支援学校等卒業と同時に、スムーズに就労継続支援B型事業が利用できるよう、学校と連携し、在学中から就労に関するアセスメントを受ける体制の整備に努めます。
- 特別支援学校等卒業生の日中活動サービス提供確保のための基盤整備に努めます。

コラム 「精神障がい者のピアサポート」

特定非営利活動法人^{アイトリブション}ICCCでは精神障がい者がピアサポーターとして様々な活動を通し、自分たちの手で仲間を支える実践をしています。ピアとは「仲間」「同輩」の意味で、同じ経験から感じたことを共感したり勇気づけたりするピアサポーターの存在は、精神障がい者が地域で暮らしていくうえで、大きな支えになることも少なくありません。ピアサポーター自身、支援される側から支援する側になることで精神疾患からの回復過程に良い影響を与えることにもなります。

活動は、個別の相談や、自身の体験談を発表するなど地域の方への啓発活動の他、精神科病院に出向き入院中の精神障がい者と交流を図り、地域生活を送っている当事者のモデルを示すことで退院への動機付けを行うなどです。



啓発活動の風景～ピアサポーターが体験発表をする様子
写真提供：特定非営利法人 ICCG

(5) 生活環境

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりに努めます。

① 住宅の確保

【当事者団体の声】平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・今後、障害の重度化、重複化、高齢化をうけた、障がい者の住まいのあり方。
- ・知的障がい者の高齢化問題において、親亡き後の住まい・支援(日中・夜間)の確保策の検討。
- ・精神障がい者退院支援推進を目的とした、中間的移行施設の研究。
- ・現在のグループホームでは、障害が重度化や、身体障害などと重複化した場合には、退所を余儀なくされる。
- ・ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、重度障害の利用者への支援が手薄になる。

【施策の基本的方向】

- 障がい者グループホームの整備を促進します。
- 公営住宅を新たに整備する際には、バリアフリー対応を原則とし、既存の公営住宅についても、バリアフリー化改修を促進し、障がい者向け公共賃貸住宅の供給を引き続き行います。
- グループホームの設置促進策の一つとして、公営住宅の活用を図ります。
- 障がい者が住み慣れた住居で住み続けることを可能にするため、日常生活用具の給付、住宅改修、改造に対する支援を引き続き行います。
- グループホームに入居する障がい者が安心して生活できるよう、消防法の基準に適合させるための消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図ります。
- 施設コンフリクト[※]の解消と人権が尊重されるまちづくりに向けた取り組みを行います。

※施設コンフリクト

- ・身体・知的・精神障がい者や高齢者のための社会福祉施設の新設計画が、近隣住民の反対運動によって中断、停滞することを余儀なくされる、施設と地域間での紛争をさす。

② 公共施設のバリアフリー化の推進

【第2次障害者計画の積み残された課題】

- ・公園における、段差解消。
- ・共同利用施設(桜ヶ丘、瑞原、稲野東、平松会館、寺本東・西センター)のトイレ改修等。
- ・福祉避難所として教室の有効活用を視野にいたした学校の施設整備の検討。

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・歩道が斜めのところは、車いす走行が危険である。

【施策の基本的方向】

- 施設の新設及び改修時には、福祉のまちづくり条例その他基準規定に基づいた「乳幼児から高齢者までだれもが使いやすい施設」として整備を推進します。

③ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【課題】

- ・兵庫県では、年齢・性別・障害・文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として活動できるユニバーサル社会の実現に向け、ハード・ソフト両面の整備に取り組む「ユニバーサル社会づくり推進地区」を指定し、重点的な支援を行っているが、本市では、ユニバーサル社会づくり推進地区について未決定であり、地区指定ができていない。

【施策の基本的方向】

- ユニバーサル社会づくり推進地区を決定(平成29年度まで)し、総合的な推進を図ります。

第1章 障害福祉計画の理念

障害者基本法に基づく「第3次伊丹市障害者計画」と調和を保たれたものとして、次の基本的理念に基づいて、障害福祉計画（第4期）を定め、今後の施策を推進します。

「第3次伊丹市障害者計画」における理念

「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現」

障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。



障害福祉計画の基本的理念

- ① 障がいのある人の自己決定と意思決定の支援
- ② 身体・知的・精神など障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ③ 地域移行、地域生活の継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備



基本的な考え方

○ 障害福祉サービスの提供体制の確保

- ① 必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させます。
- ② 希望する障がいのある人に日中活動系サービスを保障します。
- ③ グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備により、入所等からの地域生活への移行及び地域生活の維持・継続を図ります。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します。
- ⑤ 身近で頼れる相談支援体制の構築と、伊丹市障害者地域自立支援協議会の活性化を図ります。
- ⑥ 障がい児支援については、子ども子育て支援法に則り、専門的な支援の確保及び、共生社会形成促進の観点からライフサイクル一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。



障害福祉計画に盛り込むべき事項

○ 数値目標設定のポイント

平成29年度における達成目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行

第2章 重点施策

「だれもが、ありのままにその人らしく、地域で暮らす。」一見当たり前にみえても、それは簡単なことではありません。

障がいのある人がより豊かな地域生活を送るためには、行政が行う福祉サービスの充実をはじめ、地域における助け合いの体制やボランティア等が連携して効果的な地域ケアが提供できるよう、地域福祉力の推進を図るとともに、地域のなかで障がいのある人の自立支援の仕組みづくりを今後も進める必要があります。

こうした視点をもとに、「伊丹市障害福祉計画（第4期）」では以下の3つの重点施策を掲げ、「第3次伊丹市障害者計画」の基本理念および施策目標を踏まえて計画を推進します。

重点施策1 身近な相談支援体制の整備

障がいのある人が必要とするサービスを適切に選択し、利用できるよう相談支援体制を整備します。

重点施策2 地域移行・地域定着支援の充実

障害があっても、住み慣れた地域の中で当たり前に安心して暮らせる地域生活の基盤整備を図ります。

重点施策3 就労支援の推進

関係機関のネットワークを活かし、障がいのある人への就労支援を推進し、自立と社会参加を促進します。

(1) 身近な相談支援体制の整備

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援の促進が必要です。

障害者総合支援法では、相談支援を市の責務として位置付けています。

市役所本庁1階障害福祉課には、10名のケースワーカーを配置し、必要な情報提供及び相談に応じ、また必要な調査及び指導並びにこれらに付随する業務を行っています。

法で定められた責務、事業を着実に実施するために、第1期計画以降、地域における様々なニーズを持つ障がいのある人の地域生活を支援する観点から相談支援体制の構築を進めており、現在、次の4つの事業者相談支援事業を委託しています。

<委託相談支援事業所>

事業所名	委託先	所在地
① 地域生活支援センター (3 障害の総合拠点) (就労支援)	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会	広畑3丁目1 市立地域福祉総合センター (いたみいきいきプラザ)
② 障害者福祉センター (身体障がい者中心)	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会	昆陽池2丁目10 市立障害者福祉センター (アイ愛センター)
③ ウィズゆう (知的障がい者中心)	社会福祉法人 いたみ杉の子	西台5丁目1番11号 サポートセンターいたみ杉の子
④ いたみコミュニティケアセンター (精神障がい者中心)	特定非営利活動法人 ICCC	寺本1丁目114 三晃ビル2階 地域活動支援センター「どりー夢」

第4期計画においても引き続きこの4か所の事業者相談支援事業を委託を継続し、それぞれの事業所の強みを発揮し、身近で信頼のおける相談支援ができることをめざします。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう相談支援体制の充実・維持を図ることが重要です。

① 身近な相談支援体制の整備

平成 26 年 4 月に施行(一部改正は平成 25 年 6 月 19 日)された精神保健福祉法により、精神病院入院の長期化の防止策がとられています。退院可能な精神病院の長期入院患者の地域移行が促進されます。また、知的障がい者は、重度化・高齢化・重複障害化・親亡きあとの生活の生活支援を見据えていくことが重要です。

また、難病患者、高次脳機能障がい者、発達障がい者など生きづらさを抱えている方について、障害福祉サービスの対象となることの認知度が低いのが現状で、制度の谷間で困っている方へも、支援が届くようにしていくことも求められています。

このように、対象となる障害種別、ニーズがさらに多様化していきます。この多様化する相談に対応し、地域に点在する障害福祉サービスや、インフォーマルサービスのコーディネートによって地域生活を支えるコーディネート機能の充実(=相談支援の充実)が、ますます必要になっています。

障害福祉計画(第3期)の始期である平成 24 年 4 月には、市内の指定特定相談支援事業所は 3 箇所でしたが、平成 26 年 11 月には、11 箇所が増加し、相談支援窓口が身近になりつつあります。

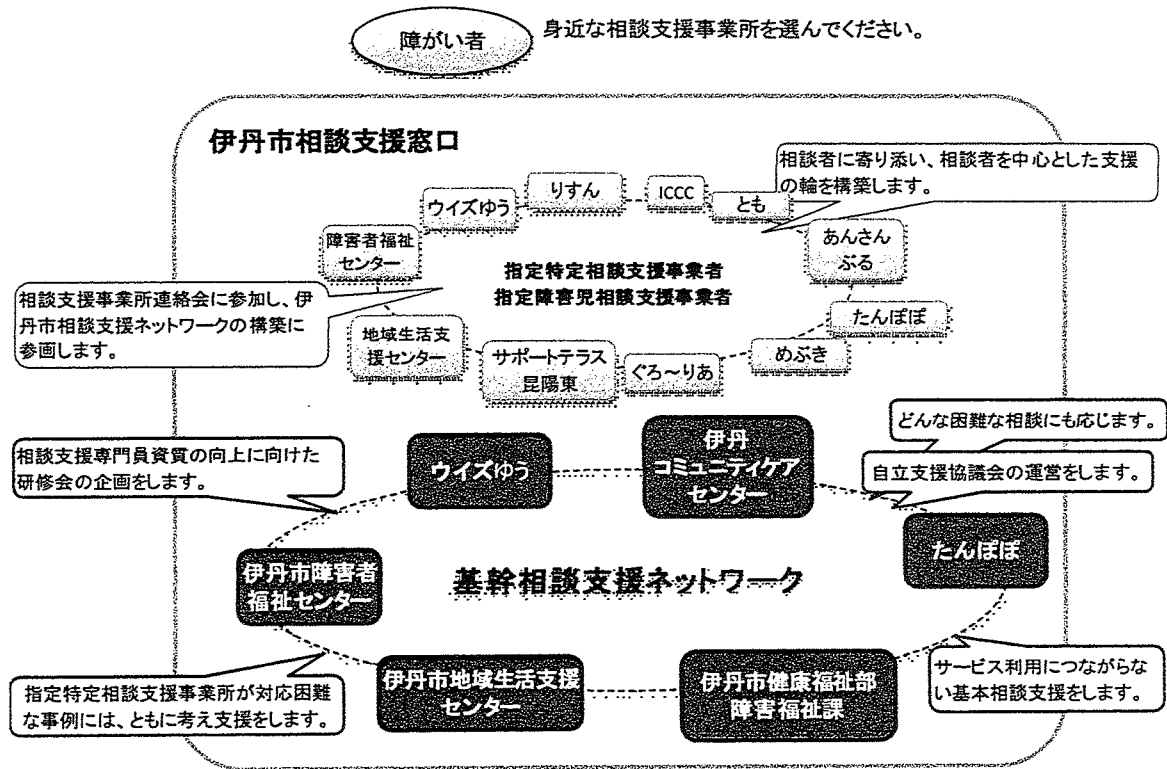
障がい者の相談支援体制		【伊丹市事業者名】
市町村による相談支援事業	<p>市町村 指定特定・一般相談支援事業所に委託可</p> <p>○障がい者・障がい児からの相談</p>	<p>ICCC ウイズゆう 地域生活支援センター 障害者福祉センター</p>
サービス等利用計画	<p>指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う</p> <p>○指定相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援</p> <p>○基本相談支援(障がい者・障がい児からの相談)</p>	<p>open spaceとも ICCC ぐる〜りあ りすん ウイズゆう 障害者福祉センター 地域生活支援センター サポートテラス昆陽東 あんさんぶる めぶき たんぼぼ</p>
地域移行支援・地域定着支援	<p>指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事が行う</p> <p>○地域相談支援(個別給付) ・地域移行支援(地域生活移行のための外出への同行支援・入居支援) ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)</p> <p>○基本相談支援(障がい者・障がい児からの相談)</p>	<p>ICCC りすん ウイズゆう あんさんぶる</p>

平成 26 年度の兵庫県主催の相談支援専門員初任者研修に伊丹市内の事業所から 8 名が

参加し、更なる相談支援体制の拡充が期待できます。相談支援専門員の資格を持ちながら、特定相談支援事業の指定を取らない事業所がなきよう、働きかけを怠らず、今後の新規相談者への対応もできるようにしていきます。

身近になりつつある相談支援事業所の周知につとめます。

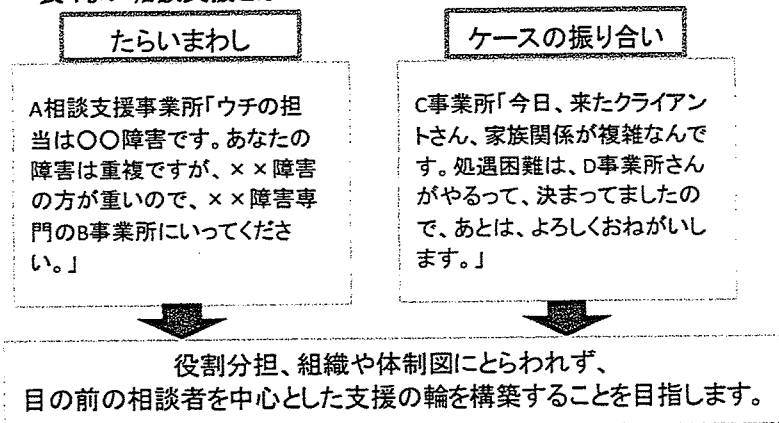
[伊丹市相談支援体制]



障がい者や家族は、様々な相談機関に行き来せず、「ここに行けばなんとかなる」ワンストップの窓口を求めています。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置が必要ですが、当面は、既存の4委託相談支援事業所と、たんぽぽ、市障害福祉課を「基幹相談支援ネットワーク」とし、機能強化、連携の緊密化を図ります。

今後、基幹相談支援センターの設置の必要性や、あり方など、伊丹市障害者地域自立支援協議会などで協議し、検討を進めていきます。

良くない相談支援とは・・・？



② 障害者福祉センター相談事業の継続

障害者福祉センターにおけるピアカウンセリング、専門相談も継続実施していきます。

ピアカウンセリング 「ピア」とは「仲間」の意。同じ障害のサポーターによる相談です。
発達障がい児(者)の家族
視覚障がい者
知的障がい児(者)の家族
肢体障がい者
肢体障がい者(電動車いす使用者)
聴覚障がい者
重度心身不自由児(者)の家族
精神障がい者

専門相談	相談内容	相談員
精神(児童)	情緒・精神発達	精神科医
精神(成人)	心の悩み(全般)	精神科医
心理相談	発達等の相談・判定	臨床心理士
作業療法	日常生活動作向上	作業療法士
権利擁護	日常金銭管理・成年後見等	司法書士
理学療法	運動機能・訓練	理学療法士
看護相談	健康相談	看護師

③ 相談支援専門員の質の確保

障害福祉計画(第3期)期間に、相談支援専門員の量の確保が達成しつつあります。相談支援専門員は、一人職場で職場内研修会や自身の仕事が評価される機会が少ない場合が多く、「研修機会の確保」「同業者同士で話し合いを通じた悩みの解消」「相談支援専門員のネットワーク形成」を目的に、相談支援事業所連絡会を継続して取り組みます。(平成25年度6回開催)

相談支援専門員は、自らの仕事を客観的に評価する機会やスケールがほとんど無く、自己満足に陥らないように注意する必要があります。「ワンストップの対応」「主訴の迅速な把握」「信頼関係の構築」「課題や強みの適正な評価」「適正な支援計画の作成」「関係機関との円滑な連携」「自己決定の支援」「社会資源の創出」など相談支援のどの過程においても適切な対応を目指すことが重要です。伊丹市障害者地域自立支援協議会に当事者部会を

設置するなど利用者の声を聞く仕組みづくりをし、相談支援事業を評価するしくみやスケール作りについて、検討を行います。

④ 緊急時の人的支援の強化

障がいのある方が地域で暮らしていると、次のような「困った」問題に遭遇することが少なくありません。救急車や警察を呼ぶほどではない、でも、当事者にとっては「本当に困りはててしまう」緊急事態です。

一人暮らしの障がい者等が、急性感冒、下痢、嘔吐などを起こし、汚物処理等が必要になった。

一人暮らしの障がい者等が、近所の住民に、「ごみ分別をちゃんとして」等、苦情を言われ、どう対応したらよいかわからなく、パニック気味である

訪問し、(又は、電話相談を受け付け)、「ヘルパーに連絡する」など適切な対処法を伝え、直接支援を行う。

訪問し、「私が支援しますよ！(安心して)」「不安になりすぎないで・・・」「適切な分別方法はこうですよ・・・」などを伝える。

このような対応は、指定一般相談支援事業所による「地域定着支援」(障害福祉サービス費のうち地域相談支援給付費)の対象となりますが、平成 26 年度に精神障がい者(1件)支給決定があるのみとなり、制度の周知に一層の努力が必要です。今後、指定一般相談支援事業所による「地域定着支援」の推進をはかります。

⑤ 地域移行支援の推進

指定一般相談支援事業所による「地域移行支援」の推進をはかります。

⑥ 障がいのある子どもの相談支援の充実

乳幼児健診や保健師等の訪問、医療機関等での相談を通じて、障害や発達の遅れなどが発見されることから、早期療育へとつなぐ相談支援体制の充実は極めて重要です。

また、子どもの成長段階に応じた一貫した支援を行っていくためには、専門職の積極的な介入と継続的な関与に加えて、医療・福祉・教育等の関係機関の密接な連携が必要です。相談支援では、個々の利用者が抱える問題を的確に把握し、関係機関との連携を図りながら、必要とされる様々なサービスを組み合わせ、サービス内容や支給量を適正に計画することで問題解決へと導く役割を担います。

障がいのある子どもへの相談支援は、指定障害児相談事業所「たんぼぼ」が中心となり、関係機関との情報共有・連携体制を構築しています。

今後、児童発達支援や放課後デイサービスなどの需要増加やニーズの多様化に対応できる相談支援体制の整備を図るとともに、他の民間相談支援事業所との連携や相談支援専門員への支援等も進めます。

⑦ 社会資源の開発

相談支援の過程の中で、現在の社会資源では、「障がいのある人のニーズが満たされない」「課題が解決されない」ことがあります。相談支援専門員としては、支援ができず、「つらい」思いをします。そういった思いを集めていくと、伊丹市の「足りない地域資源」が見えてきます。今後、重点的に取り組まなければいけない課題が浮き彫りになります。その課題を明確にし、地域の関係機関で顔の見える関係の中で議論・検討をし、課題解決に向けて行動していくことを期待され、設置しているのが、「伊丹市障害者地域自立支援協議会」です。このしくみを十分に生かし、伊丹市固有の課題を伊丹市の関係機関協働で解決し、障害福祉を切り口とした「まちづくり」を進めていきます。

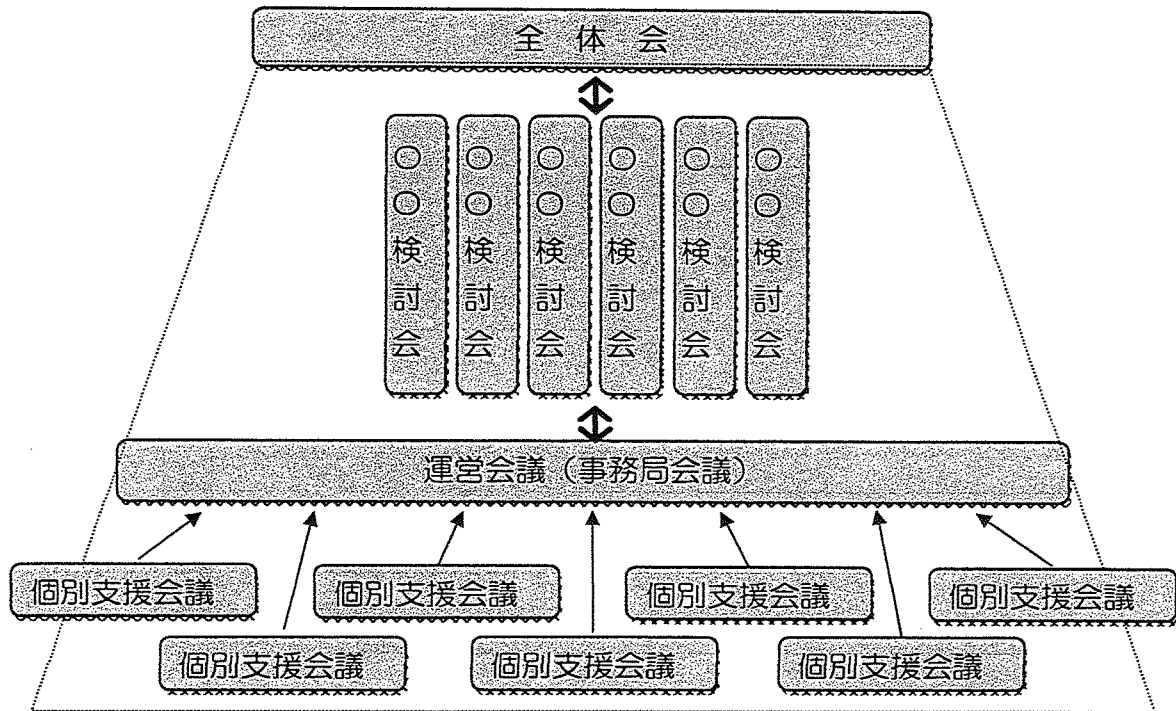
平成 24 年度から事務局を伊丹市行政職員と、委託相談支援事業所が担っています。今後ますますの活性化をめざします。

コラム 「エコキャップ活動」

伊丹市障害者地域自立支援協議会事務局のメンバーで、平成 22 年からエコキャップ活動を始めています。相談員が、「私のクライアントさん、どうしてあげたら良いかわからない人がいるんです。」「あ、私も同じような相談受けてます。」「とりあえずはじめてみよう!」とはじめ、現在でも継続しているところから、本市に必要な社会資源といえるのかもしれませんが。

エコキャップ活動とは、現行制度や既存の日中活動への通所スタイルにはそぐわない、引きこもりがちな人が参加する、「ゆるやかな」活動の場です。月一回、2 時間集まって、ペットボトルキャップをリサイクルするための仕分けなどを行います。各相談員のすすめにより、本人が「行ってみたい」場合に参加でき、参加目的は、各人によって様々ですが、「月に一度でも社会参加する。」「仲間に出会う。」ことが楽しみになってくることが多いようです。相談員は、「面接場面だけでは、把握しにくい、本人の作業や対人関係を築く力を観察する。」「本人との支援関係を継続する。」ことを目的に参加することも多いです。ここが「はじめの一步」となり、今では、毎日就労の場や、通所施設に通っている方もいます。

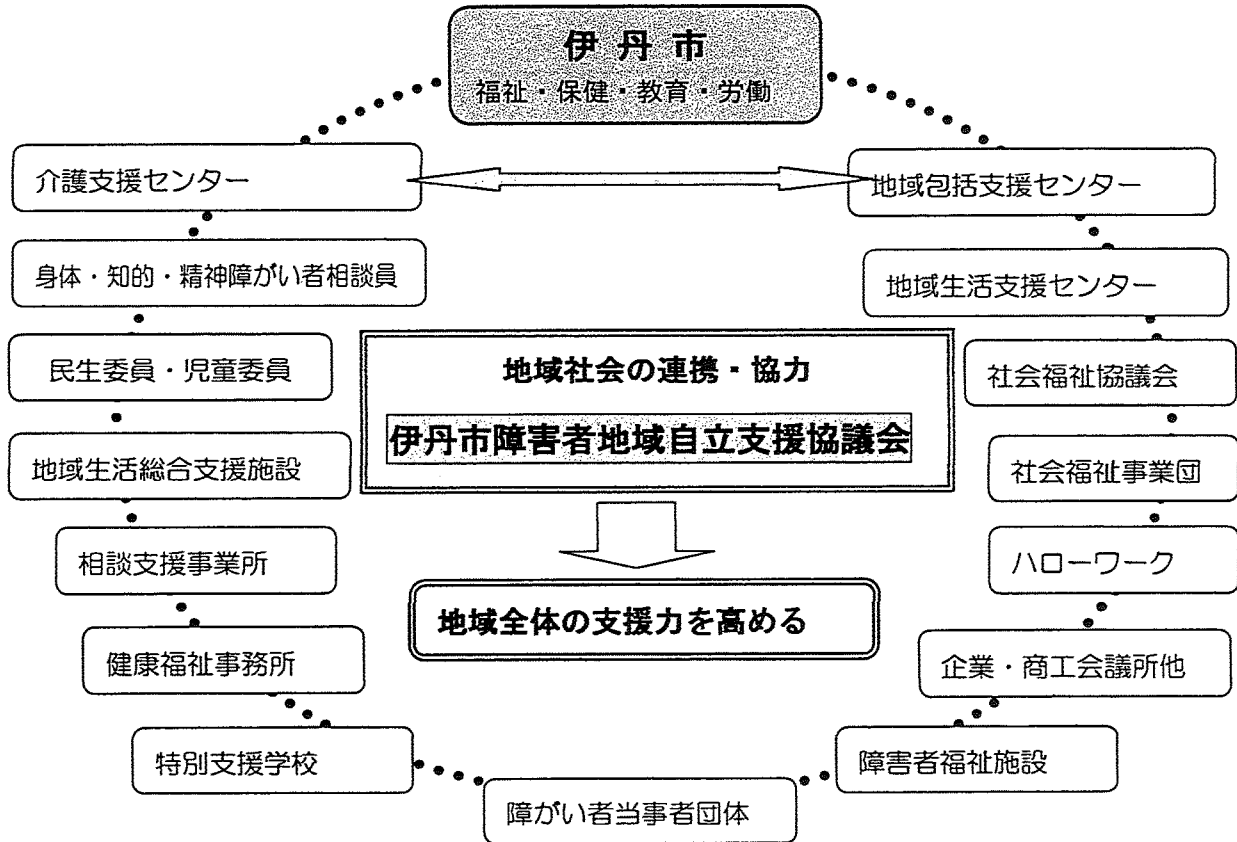
＜伊丹市障害者地域自立支援協議会の体制イメージ＞



会議名	内容	メンバー	開催頻度	備考
全体会	地域の現状・課題等について地域の関係者(代表者レベル中心)が情報共有・協議を行う。	関係機関の代表レベル	年 2～3回	本市障害福祉の現状や課題を共有し、施策の基本的方向性に関する提言や承認等を行う。
検討会	「精神障がい者地域移行」や「販路拡大」などテーマを絞った内容で議論を深める。設置する検討会は全体会の承認を得る。	実務担当者、サービス提供事業所、当事者	必要に応じて (自主運営)	課題解決や目標達成に向けたしくみ作り、官民の枠を超えた協働のしくみ作り等、具体的議論や研究を行う。 全体会の委員が座長を務めることで全体会への提案を円滑に進める。
運営会議 (事務局会議)	自立支援協議会各会議の運営総括にあたる。また、個別支援会議からあがってくる課題を集約整理し、全体会や検討会へ課題提起をする。	障害福祉課 こども福祉課 相談支援事業所(4委託 相談支援事業所から1名ずつ)	必要に応じて (全体会の前は頻回に)	伊丹市障害者相談支援の現場で起こっている課題に即して検討会の設置を提案できる。
個別支援会議	個別ケース支援を議題に、援助方針の共有、役割分担等協議をする。(ケア会議、サービス担当者会議、ケースカンファレンスと言っているもの)	ケースの支援関係者 (ケースごとに別メンバーで設置する)	必要に応じて (自主運営)	各ケースの相談支援に関わる担当者が主催する。

＜地域の関係者によるネットワークの構築＞

伊丹市障害者地域自立支援協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。



⑧ 権利擁護の推進

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念は、障害者基本法第1条に規定されています。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むこととあわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めていきます。

障害者差別解消法の施行
平成28年4月施行の障害者差別解消法の規定に基づく、要領の作成、地域協議会の設置、相談窓口の開設に取り組み、法律が実行性のあるものにします。
障害者虐待の防止
平成24年10月から施行された障害者虐待防止法により、伊丹市障害者虐待防止センターを市障害福祉課に設置しています。同法、また通報受付窓口について積極的な広報・啓発活動を行い、センターの適切な対応によって障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。あわせて関係機関との連携を深め、早期発見、虐待防止ネットワークの形成を図ります。
意思決定支援の推進
個別支援の実践において、丁寧な意思決定の支援によって、本人の思いが伝わり、本人が認められるようになることで、一人ひとりが自分の大切さ、かけがえのなさを実感し、自己尊重感情をもち、本来持っている生きる力を発揮することにつながります。一人ひとりのあたり前の地域生活の実現のため、市内事業所の支援者が、意思決定支援を丁寧に実践していく意識が定着するように研修機会を創出します。
成年後見制度の積極的な活用
「伊丹市成年後見制度利用支援事業」「市長申立」を適切に運用し、成年後見制度の活用が必要な人が、すみやかに制度利用できるよう努めます。また専門職後見人のほか、市民後見人や、法人後見受任の拡大に向けて、その養成、監督、研修等の基盤整備のあり方について検討を継続します。
関係機関の連携推進
平成23年度に設置した伊丹市福祉権利擁護センターは、市内高齢者・障害者支援事業を行う8つの社会福祉法人が協働運営しています。同センターは、相談支援機関等の後方支援他、後見サポーター等の養成や活動支援、広報・啓発活動を行います。平成25年3月に設立したNPO法人アドボカシーネットワークは知的障害者通所施設へのオンブズパーソン活動を継続して取り組み、法人後見受任をしています。これら関係機関、相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を図り、人権擁護の推進を図ります。

[目標値の設定] 相談支援事業

項目	単位	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援 支給決定者数	人/年	1084	1124	1164	1204
計画相談支援 事業所数	か所	13	14	15	15
地域移行支援 支給決定者数	人/年	0	7	7	7
地域定着支援 支給決定者数	人/年	1	30	60	100
地域定着/地域支援 事業所数	か所	4	5	8	10
障害児相談支援 支給決定者数	人/年	936	1176	1332	1500
障害児相談支援 事業所数	か所	5	8	9	10

[サービス量の見込み方]

計画相談支援：平成27年3月末障害福祉サービス受給者数＝1084人
毎年40人ずつ受給者増加を見込む。

40人の内訳＝平成25年度実績で、死亡、65歳到達による介護保険サービスへ移行、転出、転入、新規申請者、18歳到達者等プラスマイナスし、約3人ずつサービス受給者が増加。(平成24年度は約6人増加。)小規模作業所から就労継続支援B型への移行による決定者数の増加や、重心施設利用者(従来県措置)の療養介護への新規決定など、制度変化に伴う受給者の増加伸び率は、平成27年以降一定低減する見込み。ひと月約3～4人ずつサービス受給者が増加することを見込み、年間40人ずつの増加を見込む。

計画相談支援事業所数：平成26年度相談支援事業所初任者研修の本市受講者見込みが12名。うち、障害児相談支援事業、既存指定特定相談支援事業所の相談員増員補充分を除くと、新規指定特定相談支援事業所の新設を平成27年度1件と見込み、平成28年度以降は、新規サービス利用者や18歳到達者、転入者の増は月3～4人、年間40人程度であるため、新設は見込まない。

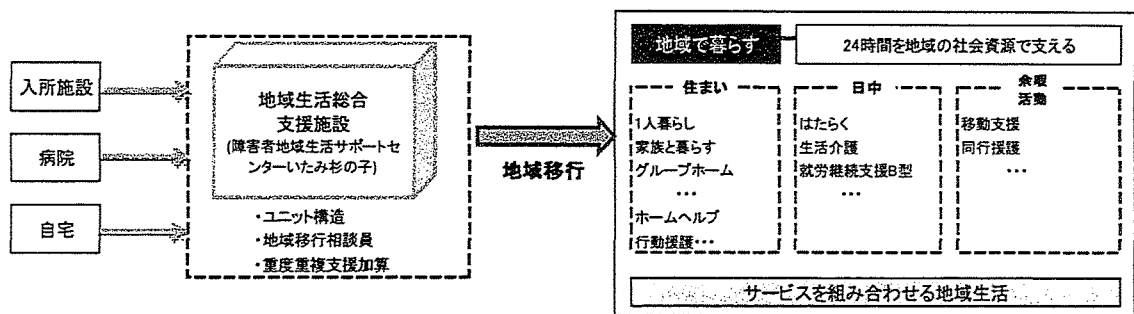
地域移行支援 施設入所から地域移行を第4期計画期間中に10人(各年3～4人)、精神科病棟からの地域移行も各年3～4人と見込み、合計、地域移行支援支給決定者目標値を7とする。

地域定着支援：「障害福祉サービス費受給者(平成26年6月現在)」のうち、「単身世帯障がい者」、「ケースワーカーが単身に準ずると考える人」→171人【身体障がい者：49人、知的障がい者：14人、精神障がい者：108人】

(2) 地域移行・地域定着支援の充実

第1期～第3期本市障害福祉計画では、グループホーム整備推進に取り組みました。「どんなに障害が重くても、必要なサービスを利用しながら、本人が希望する地域の中で主体的に生活する」ために、地域生活移行型支援施設として地域生活総合支援施設(平成19年4月開設。障害者地域生活サポートセンターいたみ杉の子)整備の支援と、地域移行推進にかかる運営の支援を行っています。この施設を中核に据えて、グループホームの整備、及び、地域移行の推進を図ってきました。

◆ 第1期～第3期障害福祉計画におけるグループホーム整備推進策



◆ 地域移行実績及び、グループホーム整備状況(平成26年11月18日)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計
障害福祉計画	第1期		第2期			第3期			計	
	●地域生活総合支援施設(=障害者地域生活サポートセンターいたみ杉の子)開所									市内GH数
市内GH新規開設数	4ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	4ヶ所	3ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	20ヶ所	
ライフゆうからGHへの移行者数	0人	8人	11人	4人	0人	4人	1人	2人	104人	

① グループホームの整備

平成26年5月に、障害福祉課や、相談支援事業所での相談者で、入所施設や、グループホーム利用についての希望を調査したところ、60名(うち40名がグループホーム、ケアホーム希望)が夜間居住サービスの利用を希望しています。

このことから、今後も、グループホームの整備推進は必要であり、10年で40人分の整備を目指します。

【市内グループホーム整備目標】

サービス種別	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数
共同生活援助	108 人	21 ヶ所	112 人	22 ヶ所	116 人	23 ヶ所

※目標値設定の考え方：1年4人ずつと想定し、10年で40人の整備を目指します。グループホーム指定にかかる定員は4人以上で、4人が最小単位であることから毎年一ヶ所ずつの整備を目標とします。この目標値をもって、4人以上の定員のグループホームの開設を妨げるものではありません。

グループホームで生活する人の障害の重度化、高齢化に対応できる仕組みづくりも必要です。高齢化により、従来通所していた日中活動の場の利用が適さなくなる場合に、日中をホームで過ごすこと、高齢者向けのサービスを利用することなど考えられますが、障害福祉サービス提供事業所が、高齢者向けサービス提供を開始したり、個々の状況に合わせた個別の対応を柔軟に行うことについては、積極的に支援を行います。

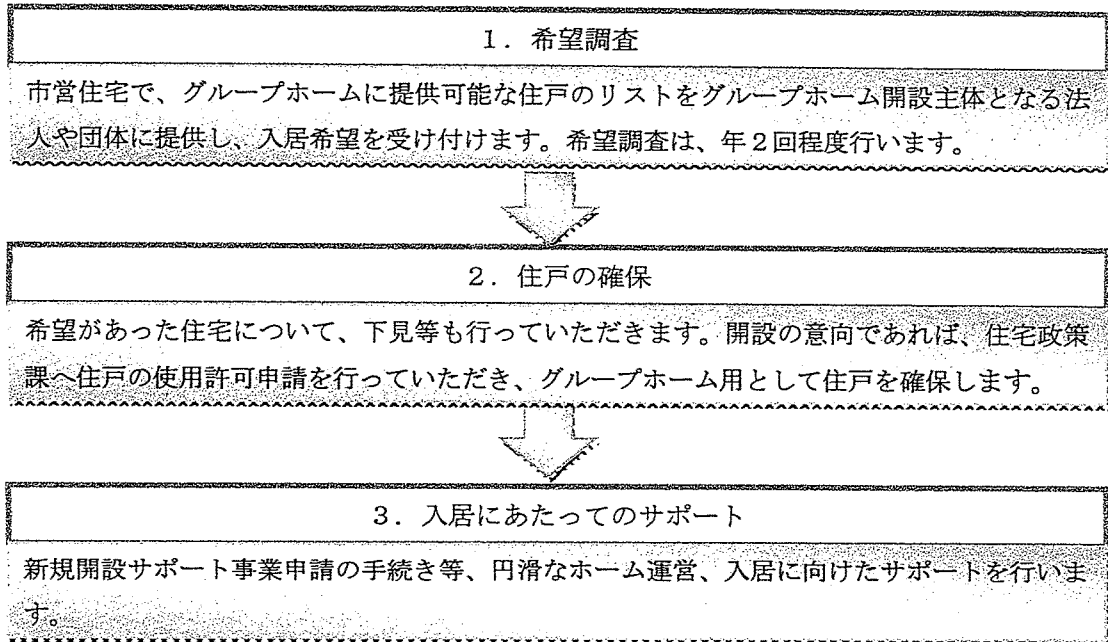
また、消防法施行令の一部を改正する政令の施行により、障害支援区分4以上の者が8割を超えるグループホームについては、面積要件(延べ面積275平米以上)が撤廃され、原則としてスプリンクラーの設置が義務付けられます。この設置基準は、平成27年4月1日(既存施設の場合は平成30年4月1日)から適用されます。重度の障がい者の地域移行の推進のため、また、高齢化、重度化してもグループホームで生活の継続を可能とするために、スプリンクラー設置促進を図ります。

グループホームは夜間のサービスを提供し、夜間少人数で従事します。小規模であるがゆえに、人事交流が少なくなり、支援の方法や、職業倫理、新しい法制度などを知る機会が極端に少なくなる場合があります。こうした課題を解消するために、グループホーム運営上の課題や解決方法の模索と同業者同士の情報共有、情報交換、制度に関する知識を習得するための機会の確保が必要です。障害福祉計画(第3期)期間中には、市内グループホーム運営事業所と相談支援事業所が集まる「地域移行調整会議」を年間4回開催しています。今後も引き続き、「地域移行調整会議」を開催し、住まいのサービス提供事業者同士の情報交換、共有、研修、市内グループホームの空き状況やグループホーム入居希望者待機状況等把握の場を維持し、グループホームサービス提供従事者の後方支援を行い、安定的なグループホーム運営を支援します。

② 障がい者グループホームの市営住宅の活用

グループホームの整備を推進するために、公営住宅を活用するグループホームの開設支援を行っていきます。

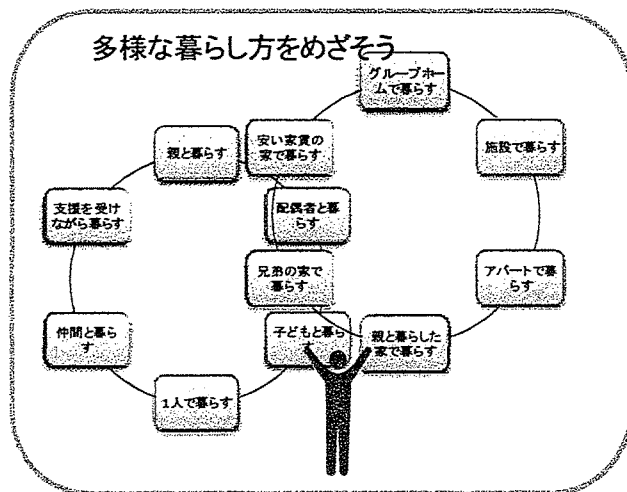
【市営住宅を活用した障がい者グループホーム開設までの進めかた】



③ 地域生活総合支援施設(サポートセンターいたみ杉の子)からの地域移行

地域生活総合支援施設(サポートセンターいたみ杉の子)は、引き続き、地域移行推進の中核施設として位置づけ、スムーズに地域生活への移行を可能にするために、少人数グループ(4人～6人)を一つの生活単位(ユニット)として区分けして、1ユニットごとに専用の居住空間と専任の職員を配置することにより、大規模施設でありながら小規模生活単位の家庭的な雰囲気のなかで決め細やかな支援を行うことを継続します。

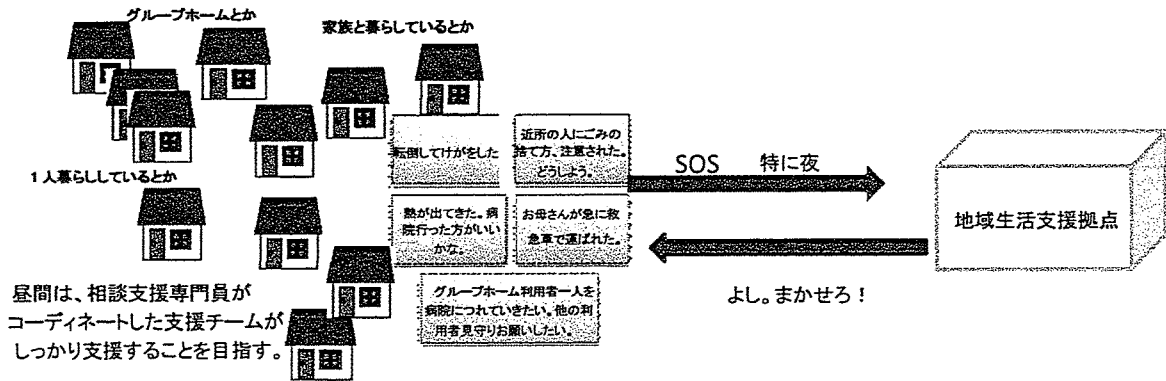
④ 地域生活支援拠点施設の整備



地域生活は、グループホームで生活する、家族と暮らすなど、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げないことを目指すものです。第1期～第3期計画期間には、当面の課題としてグループホームの整備に力を注いで来ましたが、今後も地域における居住の場として、グループホームの整備充実を図るとともに、障がい者の多様な暮らしを支援する体制整備が必要です。

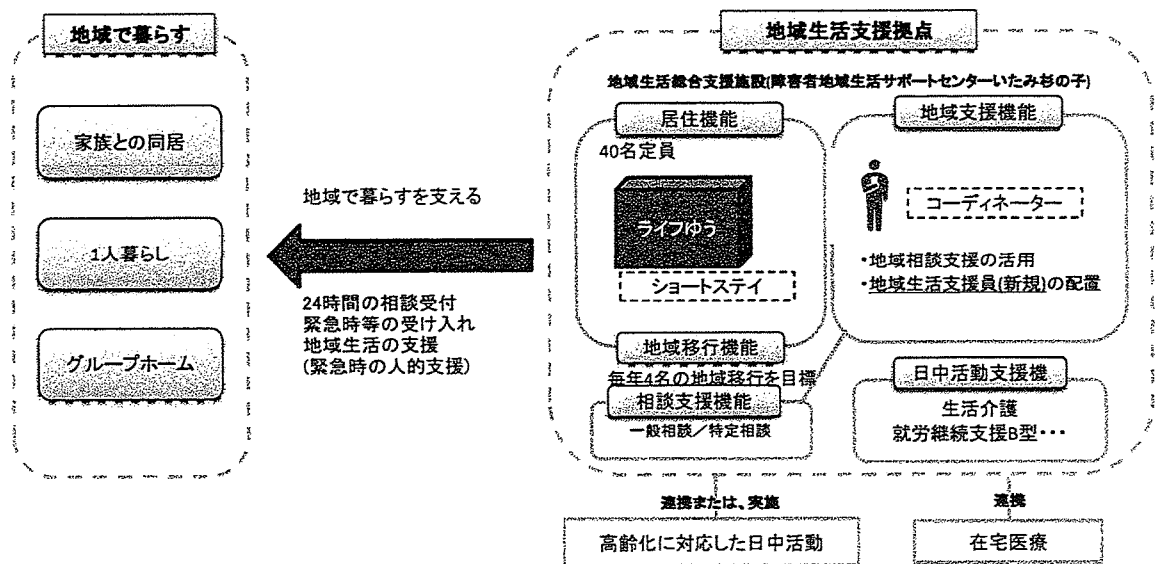
具体的には、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の推進をします。必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの確保をしていきます。また、24時間相談受付、緊急時の受け入れ、緊急時の人的派遣支援など機能をもつ、地域生活支援拠点施設の整備を図ります。

地域生活支援拠点のイメージ



平成 19 年 4 月に開設した地域生活総合支援施設(障害者地域生活サポートセンター-いたみ杉の子)について、地域移行を進めると同時に、地域のグループホーム等のバックアップ、サポートをする施設と位置付けていました。

今後は、この機能をさらに明確化し、同法人が経営するグループホーム以外のグループホーム入居者や、地域で単身や家族で生活している障がい者(3 障害対応)も対象とした地域生活支援拠点として位置付けます。



【地域生活支援拠点整備目標】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域生活支援拠点	—	1 件	1 件

⑤ 施設コンフリクトの解消

現在、グループホームの設立を目指している事業所の多くは、物件探しに苦慮しています。本市でも過去に、地域住民に反対され、移設を断念した事案もありました。「地域に当たり前に暮らす」ことの社会的障壁が、地域に存在していることも確かです。

大阪府では、施設建設反対運動の解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた「大阪府の基本方針」を策定し、具体的な取り組みを展開しています。こういった取り組みを参考に、本市の取り組みも検討していきます。

⑥ 住宅改造・住宅改修

障がい者が住み慣れた住居で住み続けることができるよう、日常生活用具の給付事業、住宅改修・改造に対する支援を引き続き行います。

⑦ 精神障がい者の地域生活支援

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。精神科医療は、「入院治療中心」から「通院地域でのケア」に移行しつつあります。このことは、「精神科病院では、一年未満の在院期間患者数は増加傾向にあり、在院患者数が減少している。」「精神科診療所数は増加している。」という、厚生労働省 630 調査統計によりわかります。

【精神科病院 在院期間別在院患者数】(厚生労働省 630 調査より抜粋)

	2001 年	2010 年	
1 ヶ月未満	22,523	26,911	
1 ヶ月以上3ヶ月未満	28,987	29,890	
3ヶ月以上6ヶ月未満	21,170	21,889	
6ヶ月以上1年未満	26,108	26,100	
1 年未満患者数(計)	98,788	104,790	6%増加
在院患者数(計)	332,714	308,615	7.2%減

【精神科病院、診療所等数】(厚生労働省 630 調査より抜粋)

	2003 年	2010 年	
精神科病院数	1,661	1,671	0.6%増加
精神病床数	354,448	347,281	2% 減
精神科診療所等数	2,279	3,622	59%増加

「退院しても自宅にひきこもり、家族の負担が増加し、家族が疲弊する」「家族が高齢

化など介護力の低下した時に、問題が顕在化する」「短期間の入退院を繰り返す」という事案が増加しないように、受け皿となる地域の努力が必要になってきます。

障害福祉サービスの利用者も増加傾向にあります。今後、精神障がい者の障害特性・ニーズに即したサービス提供体制を確保する基盤整備がより重要になってきます。

【伊丹市障害福祉サービス費支給決定状況(18歳以上)】

	平成 18 年度		平成 25 年度	
	人数	割合	人数	割合
身体障がい者	190 人	32%	262 人	25%
知的障がい者	333 人	56%	541 人	52%
精神障がい者	69 人	12%	233 人	22%

特にショートステイの利用が少ないのが現状です。ショートステイサービス(短期入所)は、普段はご家族等と一緒に自宅で生活されている方の、宿泊をとまなう一時的な滞在を支援するサービスです。このサービスは、介護者の病気や冠婚葬祭への出席という理由のほか、介護者が休息を必要としている場合、介護者の「もしもの時」等に備えてサービス利用を慣れおきたい場合にも支給決定を受けることができ、レスパイトサービスとしての役割も担っています。

【伊丹市短期入所事業の利用実績】経年比較

	平成 18 年度		平成 25 年度	
	人数	日数	人数	日数
身体障がい者	21 人	405 日	32 人	1,437 日
知的障がい者	36 人	1,362 日	95 人	4,033 日
精神障がい者			3 人	226 日

市内で、障がい者の短期入所事業をしているのは、8か所で、内3ヶ所の「老人ホームショートステイ」「在宅複合型施設ぐるりあ」「伸幸苑障害者ショートステイ事業」は、高齢者に介護保険サービス提供をする施設です。

【市内短期入所事業所一覧】

事業所・施設の名称	所在
老人ホームショートステイ事業所	昆陽池1
在宅複合型施設ぐるりあ	北園1
伸幸苑障害者ショートステイ事業所	寺本6
ライフゆう	鴻池1
ヴィ・リアル生活支援センター伊丹	山田4
こうのいけスペースしゅあーど	鴻池5
てとと短期入所事業所	鴻池4
ホームたんぽぽショートステイ	西野3

高齢者施設による障がい者ショートステイは、平成12年ごろから始まっています。支援費制度が始まった平成15年からは、各事業所が障がい者のショートステイ事業の指定を受け、障がい者支援の受け入れを高齢者事業と並列して実施しました。「伊丹市から遠く離れてしまうことなく、ショートステイサービスの利用をしたい」というご家族やご本人の願い、家族が病気等の時に遠方への送迎が困難であるという実情に応えていったのです。その後、本市には、「ライフゆう」「しえあーど」が短期入所事業を開始し、知的障害、身体障害、重症心身障害の方へのサービス提供が可能となるようになりましたが、満床であることが多く、高齢者施設のショートステイは、本市障がい者ショートステイにおける重要な役割を果たしています。

精神障がいの方の受け入れにおいても、身体障がい者、知的障がい者が徐々に利用拡大したように、既存の高齢者施設に、「精神障害のある方にとってもショートステイニーズがあること」「『精神障害』に特別構える必要はないこと」「高齢者施設においても、地域の精神障がい者支援ができること」を知り、支援ノウハウと、実践の蓄積が必要です。

これら障がい者の受け入れに対する、ショートステイサービス提供事業所の「理解促進」と「不安軽減」のためには、以下3点の方策を積極的に行うことが必要です。

高齢者施設における精神障がい者ショートステイ受け入れ促進のための方策

- ① 相談支援専門員が、ショートステイサービス利用を必要とする障がい者について、ショートステイ提供事業所の協力や対応可能な部分を切り出し、伝え、コーディネートを行う。
- ② 障がい者の理解を広める取り組みに参加を呼び掛ける。
- ③ 市内の障害福祉サービス提供事業所や医療機関による、高齢者施設等との協働体制の構築(関係機関のネットワーク創出)をする。

高齢者事業を展開している事業所への期待をする一方、現在、障がい者の日中活動を提供している事業所が、短期入所事業を新規で開始することの検討も求めます。利用者にとって、居心地の良い居場所の好みは人それぞれですので、選択できるよう複数の事業所が短期入所事業を新規に開設することを期待します。状態が悪い時に「家では手に負えないので、施設で預かってください。」というのは、施設は受け入れを躊躇することが多いでしょう。また、「初めて」、「不慣れ」、「同世代の人がいない」場所では、本人が利用を「希望しない」こともあるでしょう。昼間の「居場所」や「集まる拠点」など居心地のいい場所が地域にあり、そこが「夜も居れる」「行ける」場になると、平時から安心して「泊まりに行く」ことができ、緊急の時も利用できる場所に成り得ます。

⑧ 訪問系サービスの確保

精神障がい者に限らず、障がい者の地域生活を支援するためには、訪問系サービス提供体制の整備も必要です。サービス量の確保のために、障害に対する理解をひろめ、支援ノウハウが伊丹市でサービス提供を行っている事業所全体に蓄積されていくことを目指しま

す。

障害福祉計画（第3期）期間中には、次の表のような「障がいの理解を広める取り組み」が実践されました。

実施主体	取り組み内容
	効果
東有岡ワークハウス サポートテラス昆陽東	自身の法人内で、障害理解に関する勉強会を開催。
	高齢者事業が多いが、訪問介護、訪問看護、短期入所など、精神障がい者理解がすすんでいる。
相談支援事業所連絡会	多職種事業所連絡会。訪問介護、生活介護等事業所職員等向けの「障がい者制度」に関する研修会を開催した。
	すでに対応している障がい者支援で、困難と感じていることなど、共有をし、その対応策など検討し学びの機会をもった。相談支援専門員との顔合わせができた。
伊丹市障害者地域自立支援協議会 精神障がい者 地域生活支援検討会	在宅支援サービス各事業所職員対象の講演会を開催した。
	多くの事業所が、精神障がい者支援に不安を感じているが、学びの場を提供できた。

現場の必要性にかられたこれらの取り組みは、非常に重要な取り組みです。このような取り組みを支援し、本市訪問介護事業所の疑問や不安の軽減というニーズにこたえる形で、訪問介護事業所職員の精神障がい者に対する支援能力向上を目指します。また、介護現場の人材の入れ替わりも多いことから、これらの取り組みが継続されることも必要です。

【訪問系サービスの利用状況】 (月平均あたり)

サービス種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (前2ヵ月)		
	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間	
障がい者	居宅介護	197	3,931	200	3,844	204	3,829
	重度訪問介護	26	3,807	28	4,696	31	5,211
	同行援護	28	657	27	612	27	649
	行動援護	29	876	36	1,070	41	1,268
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障がい児	居宅介護	29	786	31	1,112	34	1,229
	行動援護	28	817	23	796	19	775
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービスの見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間	
障がい者	居宅介護	204	3,829	204	3,829	204	3,829
	重度訪問介護	33	6,097	36	7,133	39	8,346
	同行援護	27	655	27	662	27	669
	行動援護	48	1,522	57	1,826	67	2,191
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障がい児	居宅介護	35	1,304	37	1,539	39	1,816
	行動援護	20	733	20	733	20	733
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス及び短期入所

①生活介護

生活介護とは、常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<機能訓練>

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定

間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<生活訓練>

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

④就労継続支援（A型・B型）

<A型>

就労継続支援A型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<B型>

就労継続支援B型とは、企業などで就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤療養介護

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

62-17

⑥短期入所

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【日中活動系サービスの利用状況】 (月平均あたり)

サービス種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
生活介護	311	6,241	322	6,499	334	6,745
自立訓練(機能訓練)	4	56	5	43	3	32
自立訓練(生活訓練)	7	98	2	48	6	126
就労移行支援	23	287	36	520	32	471
就労継続支援(A型)	13	253	18	361	20	373
就労継続支援(B型)	316	5,350	335	5,598	347	5,946
短期入所	83	535	83	471	89	541
療養介護(人)	20		21		21	



【日中活動系サービスの見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
生活介護	347	7,015	361	7,296	375	7,588
自立訓練(機能訓練)	5	115	5	115	5	115
自立訓練(生活訓練)	8	150	10	179	13	213
就労移行支援	43	602	50	700	58	812
就労継続支援(A型)	25	455	31	555	38	677
就労継続支援(B型)	355	6,082	363	6,218	371	6,354
短期入所	92	546	95	551	98	557
療養介護(人)	21		21		21	

確保のための方策

- ・ NPO法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。
- ・ 医療ケアの必要な障がいのある人などに対するサービス基盤の整備について検討します。

83-17

(3) 障がい児支援サービス

<児童発達支援>

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

<放課後等デイサービス>

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

<保育所等訪問支援>

療育経験のある専門職員が保育所や小学校などを訪問し、子どもが集団生活に適切でできるよう支援を行います。

【障がい児支援サービスの利用状況】 (月平均あたり)

サービス種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	132	919	172	1,112	206	1,520
医療型児童発達支援	37	283	36	273	0	0
放課後等デイサービス	72	326	166	1,103	224	1,651
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	11		45		78	
短期入所	12	66	12	62	11	59



【障がい児支援サービスの見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	230	1,764	259	2,090	288	2,416
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	270	2,151	322	2,675	374	3,199
保育所等訪問支援	3	9	4	12	5	15
障害児相談支援	98		111		125	
短期入所	11	59	11	59	11	59

確保のための方策

- ・ 民間事業所の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 民間事業所に対し、指導やスタッフ研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

(4) 居住系サービス

①共同生活援助

＜共同生活援助（グループホーム）＞

共同生活援助（グループホーム）とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

＜共同生活介護（ケアホーム）＞

共同生活介護（ケアホーム）とは、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害支援区分2以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

※平成26年4月1日の制度改正により共同生活援助に統合されました。

②施設入所支援

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難なまたは生活介護の対象者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【居住系サービスの利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
共同生活援助(グループホーム)(人)	93	104	110
施設入所支援(人)	164	162	165

【居住系サービスの見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助(グループホーム)(人)	115	120	125
施設入所支援(人)	162	158	155

確保のための方策

- ・ 家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で生活支援できるよう、グループホームなどの開設を促進します。また、グループホームや施設の状況を把握し、適切にサービスが提供できるよう支援します。
- ・ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。

(5) 相談支援

＜計画相談支援＞

計画相談支援とは、市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勧奨し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行いサービスが適当かを検討します（モニタリング）。

＜地域移行支援＞

地域移行支援とは、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

＜地域定着支援＞

地域定着支援とは、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

＜障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）＞

障害児相談支援とは、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対する相談等の支援を行います。

【計画相談支援のサービス利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画相談支援(人)	45	365	1,084

【計画相談支援のサービス見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援(人)	1,124	1,164	1,204

84-17

【地域移行支援および地域定着支援のサービス利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
地域移行支援(人)	3	1	0
地域定着支援(人)	0	1	1



【地域移行支援および地域定着支援のサービス見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援(人)	7	7	7
地域定着支援(人)	30	60	100

【障がい児相談支援のサービスの利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画相談支援(人)	1	1	2
障害児相談支援(人) [再掲]	11	45	78



【障がい児相談支援のサービス見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援(人)	3	4	5
障害児相談支援(人) [再掲]	98	111	125

確保のための方策

- ・ 民間事業者などの参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。

第4章 地域生活支援事業の実施目標

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者(児)の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行います。

【サービスの実施計画】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

- ・ 理解促進研修において、障害者福祉センターにて実施する啓発交流事業、伊丹市障害者地域自立支援協議会主催の障がい者理解促進研修を実施しました。第4期は、従来の取り組みに加え、障害者福祉センターにおける講演会も取り組みます。
- ・ 自発的活動支援事業では、障害者団体活動補助、障がい者クラブ(自主活動)助成の2件を実施しています。第4期も継続して取り組みます。

③相談支援事業

<障害者(児)相談支援事業>

障害者(児)相談支援事業とは、3障害(身体・知的・精神)の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

<伊丹市障害者地域自立支援協議会>

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関わるシステムづくりに向けて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、福祉、保健・医療、教育、雇用など関係する機関や組織等で構成する協議会で、施設入所者や入院患者の地域生活への移行、就労移行支援に向けて専門的見地からの検討を部会形式により進めていきます。

<成年後見制度利用支援事業>

知的障がい者や精神障がい者で、福祉サービスを利用しようとする際にその契約等が困難な場合、障害の状態や親族の状況等により市が成年後見制度の利用を支援します。

65-伊

④ 意思疎通支援事業

意思疎通（コミュニケーション）支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【相談支援事業・意思疎通支援事業の利用状況】

サービス種別		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
相談支援事業	相談支援事業			
	障がい者相談支援事業(か所)	4	4	4
	伊丹市障害者地域自立支援協議会(か所)	1	1	1
成年後見制度利用支援事業(人)		1	6	9
意思疎通支援事業	利用者数			
	聴覚障がい(手帳所持者数)(人)	565	576	588
	総必要数			
	手話通訳者派遣事業(人日/年)	268	328	342
	要約筆記者派遣事業(人日/年)	122	132	140

【相談支援事業・意思疎通支援事業の見込量】

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	相談支援事業			
	障がい者相談支援事業(か所)	4	4	4
	伊丹市障害者地域自立支援協議会(か所)	1	1	1
成年後見制度利用支援事業(人)		12	15	18
意思疎通支援事業	見込利用者数			
	聴覚障がい者(手帳所持者数)(人)	600	612	624
	総必要数			
	手話通訳者派遣事業(人日/年)	356	372	387
	要約筆記者派遣事業(人日/年)	149	158	166

⑤ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【日常生活用具給付等事業の利用状況】

サービス種別		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	
日常生活用具給付等事業	障がい者	介護訓練支援用具(件)	19	9	4
		自立生活支援用具(件)	55	55	38
		在宅療養等支援用具(件)	25	27	34
		情報・意思疎通支援用具(件)	50	55	48
		排泄管理支援用具(件)	2,827	2,659	2,458
	居室生活動作補助用具(件)	1	7	4	
	障がい児	介護訓練支援用具(件)	4	2	0
		自立生活支援用具(件)	13	13	15
		在宅療養等支援用具(件)	3	6	12
		情報・意思疎通支援用具(件)	0	2	0
排泄管理支援用具(件)		293	329	377	
居室生活動作補助用具(件)	0	3	0		

【日常生活用具給付等事業の見込量】

サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
日常生活用具給付等事業	障がい者	介護訓練支援用具(件)	4	4	5
		自立生活支援用具(件)	41	44	48
		在宅療養等支援用具(件)	38	43	49
		情報・意思疎通支援用具(件)	54	81	68
		排泄管理支援用具(件)	2,512	2,568	2,625
	居室生活動作補助用具(件)	8	14	27	
	障がい児	介護訓練支援用具(件)	2	2	2
		自立生活支援用具(件)	14	14	14
		在宅療養等支援用具(件)	7	7	7
		情報・意思疎通支援用具(件)	1	1	1
排泄管理支援用具(件)		438	499	569	
居室生活動作補助用具(件)	1	1	1		

66-17

⑥移動支援事業

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

⑦地域活動支援センター事業

<Ⅰ型>

地域活動支援センター(Ⅰ型)とは、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

<Ⅱ型>

地域活動支援センター(Ⅱ型)とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

<Ⅲ型>

地域活動支援センター(Ⅲ型)とは、利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

サービス種別		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	
移動支援	障がい者	人	190	195	210
		時間/年	33,509	31,249	34,180
	障がい児	人	89	89	83
		時間/年	1,548	1,249	1,187
地域活動支援センター事業		か所	4	4	4
		延人	59	56	57



サービス種別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
移動支援	障がい者	人	220	230	241
		時間/年	34,817	35,465	36,126
	障がい児	人	83	83	83
		時間/年	1,140	1,140	1,140
地域活動支援センター事業		か所	4	4	4
		延人	57	57	57

(2)任意事業

①訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者(児)の家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、重度身体障がい者(児)で、自宅や日中活動の場での保清の確保が困難な人です。

【サービスの実施計画】 (年間)

	実人数	第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
訪問入浴サービス事業		7	7	7	5	5	5
	延べ回数	309	335	339	339	339	339

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

確保のための方策

・訪問入浴希望者の把握につとめ、サービスを提供できる体制を確保します。

②更生訓練費給付事業

障害者総合支援法に規定する自立訓練または就労移行支援による訓練を受ける身体障がい者に、訓練経費を支給します。

【サービスの実施計画】 (年間)

	実人数	第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
更生訓練費		2	1	1	3	3	3

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

確保のための方策

・制度の周知を徹底し、対象者の把握に努めます。

③社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

・スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報を提供するため、「広報伊...

67-17

(2) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき平成29年度における数値目標を設定します。

第4期計画の成果目標の設定

【国の目標値】
○福祉施設から一般就労への移行：平成24年度実績の2倍以上
○就労移行支援利用者数の増加：平成25年度末時点から6割以上増加
○就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3割以上の事業所が5割以上

ア) 一般就労への移行

項目	数値	備考
平成24年度末時点の年間移行者数	7	平成24年度の移行実績
【目標値】平成29年度末時点の年間移行者数	15	平成24年度実績の2倍以上

イ) 就労移行支援利用者数の増加

項目	数値	備考
平成25年度末利用者	35	平成25年度就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成29年度末時点の利用者数	56	平成25年度から6割以上増加

ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3割以上の事業所が5割以上

項目	平成25年度実績	第4期目標値	備考
市内就労移行支援事業所数(A)	2	6	
就労移行率3割以上の事業所数(B)	1	3	
就労移行率の高い事業所の割合(B/A)	5割	5割	

エ) 伊丹市における障がい者の率先雇用

項目	数値	備考
雇用者数 (正規+非正規+職場実習)	実績値	45人 平成25年度末時点の雇用者数
	目標値	45人 平成29年度末時点の雇用目標数

(3) 地域生活支援拠点等の整備【新規】

【地域生活支援拠点整備目標】 ⇒84~86ページ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活支援拠点	—	1件	1件

70-112

丹」等のひろい読みCD-R (DAISY対応)等を定期的に提供します。対象者は、声の広報を希望する視覚障がい者です。

・自動車運転免許取得費の助成

免許取得に要した費用の3分の2以内で、100,000円を限度額として助成します。対象者は、身体障害者手帳を所持し、自動車教習所で普通運転免許を新規に取得した人です。

・自動車改造費の助成

自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人、および本人の前年分の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人で、自動車の改造に直接要した費用(限度額は100,000円)を助成します。

対象者は、身体障害者手帳所持者(上肢、下肢または体幹機能障がい者)です。

【サービスの実施計画】 (年間)

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実人数	2,712	2,557	761	2,560	2,560	2,560
	開催回数	243	230	63	235	235	235
声の広報発行事業	実人数	50	42	43	50	50	50
自動車運転免許取得費の助成	実人数	3	6	4	4	4	4
自動車改造費の助成	実人数	2	2	8	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。
平成26年度は、障害者福祉センター耐震補強他改修工事の実施のため、教室開催等の回数が例年に比べ減となりました。

確保のための方策

- ・スポーツ、レクリエーション教室開催等は、障害者福祉センター(アイ愛センター)において継続して実施します。障がいのある人がスポーツ、レクリエーションを通じて健康維持するとともに、社会参加機会確保の一助となるよう参加しやすいプログラムの充実を図ります。
- ・声の広報は、入手困難となったカセットテープに代わって、DAISY録音されたCD-Rによる提供を促進するため、対応機器(視力障がい者用ポータブルレコーダー)の普及啓発を図ります。

※DAISY(デージー)とは、Digital Accessible Information SYstemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。ここ数年来、視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書国際標準規格として、50カ国以上の会員団体が構成するデージーコンソーシアム(本部スイス)により開発と維持が行われている情報システムを表しています。DAISYコンソーシアム公認のオーサリングツールを使ってデジタル図書を作ること

ができ、専用の機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生をすることができます。国内では、点字図書館や一部の公共図書館、ボランティアグループなどでDAISY録音図書が製作され、主な記録媒体であるCD-Rによって提供されています。

④ 日中一時支援事業

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等(以下「支援施設等」という。)において、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、日常生活上必要な世話をします。障がいのある児童に対しては、学校の空き教室などで、日常的な訓練等の支援を実施します。

【サービスの実施計画】 (年間)

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
日中一時支援事業	障がい者 延べ回数	2,325	2,364	2,500	2,600	2,704	2,812
	障がい児 延べ回数	1,835	209	450	530	530	530

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・放課後等デイサービス事業者の拡大を図るとともに、個別給付への移行を促進します。
- ・サービス提供事業者と連携し、必要な人的確に届く効果的なサービス確保を推進します。

⑤ 機能訓練事業

身体に障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。医療機関での訓練が終了したが、なお、機能維持のために訓練継続が必要な人、介護保険サービスが利用できない人が対象です。

【サービスの実施計画】 (年間)

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
機能訓練事業	延べ回数	633	674	654	650	650	650

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・日常生活に必要な訓練・指導を適切に実行するため、専門職(理学療法士)を配置します。

68-47

⑥ 訪問型歩行訓練事業

視覚障がい者に対する訪問型歩行訓練事業は、歩行訓練士を視覚障がい者の家庭等に派遣し、日常生活圏における歩行訓練を行い、視覚障がい者の日常生活における歩行の不安を軽減し、社会参加を促進します。

【サービスの実施計画】 (年間)

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
訪問型歩行訓練事業	実施回数	8	10	7	20	20	20
	実施回数	59	58	57	200	200	200
視覚障がい者(手帳所持者数)(人)		361	367	371	375	379	383

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・歩行訓練士を派遣できる神戸アイライト協会に事業委託を行い、実施します。
- ・訓練を希望する人が制度利用できるよう、制度の周知に努めます。

第5章 地域移行及び一般就労に関する目標値設定の基本的な考え方

(1) 施設入所利用者の地域生活への移行の促進

施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき平成 29 年度における数値目標を設定します。

第4期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 施設入所者の地域移行：平成 25 年度末時点から 12%以上移行
- 施設入所者数の削減：平成 25 年度末時点から 4%以上削減

項目	第4期 目標値	考え方
平成 25 年度末時点の 入所者数 (A)	162	平成 25 年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	155	平成29年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	10	平成 25 年度末時点からの施設入所者から地域(グループホーム含む) への移行見込み
	6.2%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み(率)	7	平成25年度末時点から平成29年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
	4.3%	削減割合 (A-B/A)

89-伊

明石市

第2章 指定障害福祉サービス等の現状（第3期）

1 数値目標の達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行は平成26年度末時点で48人が見込まれ、目標達成率は20.3%で第3期計画の目標値16.5%を大幅に上回りました。

施設入所者数については、平成26年11月1日時点で239人であり、基準値である平成17年10月1日時点の237名より2名増加しています。

今後は、障害のある人の地域生活を支援する体制のさらなる充実を目指し、グループホームの新規開設促進による生活基盤の整備や、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の有効活用などに取り組みます。

○地域生活移行者数（基準値：平成17年10月1日時点の施設入所者数 237人）

項目	数値(単位)	説明
【目標値】	39人	平成17年10月1日時点の入所者のうち、施設からグループホーム等への地域生活移行者予定数
	16.5%	基準値からの地域生活移行率
【達成状況】	48人	平成26年度末時点での地域生活移行者見込数
	20.3%	基準値からの地域生活移行率

○施設入所者数（基準値：平成17年10月1日時点の施設入所者数 237人）

項目	数値(単位)	説明
【目標値】	218人	平成26年度末時点の施設入所者予定数
	-8.0%	基準値からの増減率
【達成状況】	239人	平成26年11月1日時点の施設入所者数
	0.8%	基準値からの増減率

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用実績は、各年度を通じて概ね増加傾向で推移しています。

区 分		単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	人分/月	75	90	105
	実績値	人分/月	70	86	96
施設入所支援	計画値	人分/月	222	220	218
	実績値	人分/月	248	252	239

※ 平成 26 年度実績値は 5 か月分の平均値から推計した値を掲載

※ 「人分/月」は、月間の利用者数を示す。

※ 各サービスの内容については、22 ページを参照

(4) 指定相談支援

平成 24 年の障害者自立支援法の改正により、「サービス等利用計画」作成の対象者が段階的に拡大され、さらに平成 27 年度以降、すべての障害福祉サービス利用者に対して実施されることになりました。

加えて、障害のある人の地域生活を支援する仕組みとして、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）が新たに創設されました。

指定相談支援の利用実績は、「計画相談支援（サービス等利用計画作成）」が、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、大幅に増加しています。

区 分		単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	計画値	人分/月	70	300	700
	実績値	人分/月	8	46	165
地域相談支援 (地域移行支援)	計画値	人分/月	3	5	8
	実績値	人分/月	0	0	0
地域相談支援 (地域定着支援)	計画値	人分/月	3	5	8
	実績値	人分/月	0	2	0

※ 平成 26 年度実績値は 5 か月分の平均値から推計した値を掲載

※ 「人分/月」は、月間の利用者数を示す。

※ 各指定相談支援の内容については、23 ページを参照

2 数値目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 25 年度末時点の施設入所者数のうち、12%以上が地域生活へ移行すること、さらに平成 29 年度末時点の施設入所者数については、グループホーム等での対応が困難であるなど、施設への入所が真に必要と判断される障害のある人の状況を踏まえながら設定するものとし、平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを成果目標としています。

県の策定方針も同様であることから、本計画において、地域生活移行者数と施設入所者数を次のとおり設定します。

○地域生活移行者数 (基準値：平成 25 年度末時点の施設入所者数 239 人)

項目	数値(単位)	説明
【目標値】	29 人	平成 29 年度末時点におけるグループホーム等への地域生活移行予定者数
	12.1 %	基準値からの地域生活移行率

○施設入所者数 (基準値：平成 25 年度末時点の施設入所者数 239 人)

項目	数値(単位)	説明
【目標値】	229 人	平成 29 年度末時点の施設入所者予定数
	-4.2 %	基準値からの増減率

(3) 居住系サービス

H26 96人分

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	人分/月	100	110	120
施設入所支援	人分/月	235	232	229

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

共同生活援助（グループホーム）については、第3期計画期間（平成24年度～平成26年度）における利用者数の推移や、事業者の新規開設への意向等を基に、見込量を算出しました。

今後も障害のある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、グループホーム開設支援や積極的な情報提供により、事業者の新規参入の促進に努めます。

(4) 指定相談支援

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	人分/月	210	255	300
地域相談支援（地域移行支援）	人分/月	6	8	10
地域相談支援（地域定着支援）	人分/月	2	4	6

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第3期計画期間（平成24年度～平成26年度）における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。今後も地域生活への移行に関する相談や、新たな障害福祉サービス利用者の増加に対応するため、既存の相談支援事業者との連携を密にし、新規参入を予定する事業者への支援に努めます。

また、明石市地域自立支援協議会の機能を有効活用し、身近な地域において関係機関のネットワーク化を図ることにより、障害のある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、体制の強化に取り組むとともに、研修・講習等に関する情報提供を行い、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。

3. 第3次計画の評価・検証

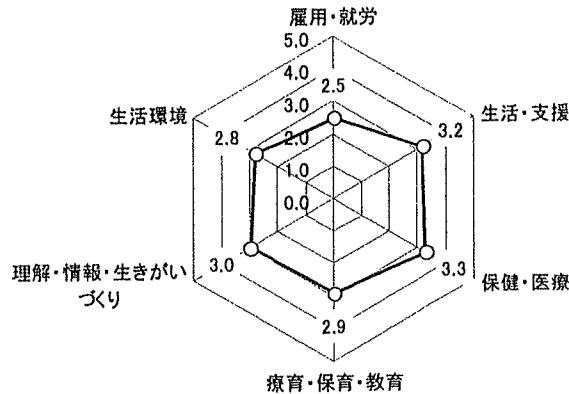
「明石市第3次障害者計画（平成21年度から平成25年度）」では、計画の基本目標を実現するために、「雇用・就労」「保健・医療」「療育・保育・教育」「理解・情報・生きがいづくり」「生活環境」などの9つの分野ごとに施策の推進方策を設定しました。

そして、平成26年度からの新しい「明石市第4次障害者計画」の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進方策のために、以下の「事業達成度」の基準に基づいて庁内関係各課や各関係機関に照会し、計画の進捗状況についての評価・検証を実施しました。

■事業達成度の基準（平成25年10月時点での評価）

点数	基準	
4	良好 (◎)	目標が達成されている
3	ほぼ良好 (○)	このまま取り組みれば、概ね達成される可能性がある
2	普通 (△)	目標の方向に向かっているが、目標達成にはさらなる努力が必要
1	低調 (×)	このままでは、目標達成ができない
-	廃止	制度などの変更により廃止した事業

■評価結果一覧



1	雇用・就労	評価：2.5
---	-------	--------

1. 自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～雇用・就労の充実～		項目数	評価 (平均値)
(1) 就労支援の充実		13	3.4
① 就労支援体制の充実		2	4.0
② 障害者自立支援法に基づく就労支援の推進		1	4.0
③ 職業リハビリテーション施策の推進		6	2.8
④ 市役所を通じた障害者雇用の促進		4	2.8
(2) 雇用に対する企業などの理解の促進		3	2.5
① 障害者雇用に関する啓発		2	1.0
② 各種助成制度などに関する啓発		1	4.0
(3) 多様な就労の場の確保振興		7	2.1
① 福祉的就労の場の確保		1	3.0
② 通所授産施設や生活介護事業所・就労継続支援事業所などの福祉的就労に対する支援		2	1.5
③ 特例子会社の推進・導入への働きかけ		3	1.0
④ 市立木の根学園の充実		1	3.0

2	生活・支援	評価：3.2
---	-------	--------

2. 住み慣れた地域でいきいきと暮らすために～生活・支援の充実～		項目数	評価 (平均値)
(1) 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実 (1) 在宅福祉サービス		15	3.0
① 自立支援給付事業の充実		1	4.0
② 住宅改造への支援		1	4.0
③ 地域生活支援事業の推進		6	3.7
④ 難病患者等居宅生活支援事業の実施		2	4.0
⑤ サービス事業所と人材の確保		4	1.3
⑥ 医療的ケアの必要な重度障害者への支援		1	1.0
(2) 居住の場づくり		4	3.0
① グループホームの整備		2	3.0
② ケアホームの整備と重度対応の推進		1	3.0
③ 居住サポート事業の推進		1	3.0
(3) 障害者支援施設の支援		2	4.0
① 障害者入所施設の新体系移行への推進		1	4.0
② 精神障害者に対する施設サービスの情報提供		1	4.0

(4)生活安定施策	3	3.5
①各種年金・手当の支給	2	3.0
②医療制度などの周知	1	4.0
(2)安心ネットワークの構築に向けた取り組み	4	3.0
①障害のある人の生活実態の把握	1	2.0
②身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりの推進	1	4.0
③相談を生活支援サービスにつなげる仕組みづくりの推進	1	3.0
④サービスの質を高める仕組みづくりの推進	1	3.0
(3)相談・マネジメント体制の充実	8	3.3
①障害者相談体制の充実	3	2.7
②障害者相談支援事業の充実	3	3.3
③地域自立支援協議会の機能強化	1	3.0
④ケアマネジメント体制の充実	1	4.0
(4)権利擁護の推進	4	3.3
①苦情相談窓口の設置	1	4.0
②第三者評価事業の推進	1	3.0
③成年後見制度の利用支援及び啓発	1	3.0
④福祉サービス利用援助事業の利用支援及び啓発	1	3.0

(4)精神保健医療や難病対策の充実	5	3.2
①精神保健活動の推進	3	3.7
②精神障害リハビリテーションの推進	1	3.0
③在宅難病患者の療養支援	1	3.0

4	療育・保育・教育	評価：2.9
---	----------	--------

4. 子どもの健やかな発達のために～療育・保育・教育の充実～		項目数	評価 (平均値)
(1)療育・保育・教育における支援体制の充実	(1)障害児療育	5	3.0
	①発達相談の充実	2	3.0
	②明石市立ゆりかご園の充実	1	3.0
	③明石市立知的障害児通園施設「あおぞら園」を平成21(2009)年4月にオープン	1	3.0
	④健康管理などに関する支援の充実	1	3.0
	(2)障害児保育	6	3.7
	①統合保育の推進	1	4.0
	②個別指導計画に基づく障害児保育の推進	1	3.0
	③障害児受け入れ体制の整備	1	4.0
	④職員研修の充実	1	4.0
	⑤関係機関との連携の推進	1	4.0
	⑥教育相談の充実	1	3.0
(2)発達障害児(者)に対する支援体制の充実		5	2.4
	明石市立発達支援センターを中心とした支援体制の充実	5	2.4
(3)学校教育・社会教育の充実	(1)学校教育	18	2.4
	①障害のある児童・生徒に対する教育の充実	5	3.4
	②教育相談体制・研修の充実	3	3.0
	③通級指導教室・ことばの教室の充実	3	2.0
	④学校施設及び設備の充実	1	2.0
	⑤障害のある人への理解を促す教育の推進	2	2.0
	⑥特別支援教育に対する地域の理解の促進	2	2.0
	⑦卒業後の支援体制の充実	2	2.0
	(2)社会教育	4	3.7
	①生涯学習の推進・支援体制の整備	1	4.0
	②学習内容の充実	1	3.0
	③放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れ	2	4.0

3	保健・医療	評価：3.3
3. 健やかで活力ある生活を支えるために～保健・医療の充実～		
	項目数	評価 (平均値)
(1)疾病の予防・早期発見	9	3.5
①各種健診などの充実	2	3.5
②健康づくりに関する支援の充実	2	4.0
③母子保健相談指導、各種保健指導の充実	1	4.0
④予防接種(感染症予防)事業の実施	3	3.0
⑤専門機関による相談支援体制の充実	1	3.0
(2)地域医療体制の充実	5	2.8
①利用しやすいサービス提供体制の充実	2	3.0
②在宅生活を支えるリハビリテーションなどの充実	2	2.5
③障害者歯科検診事業の充実	1	3.0
(3)健康の保持・増進	3	3.3
健康増進施策の充実	3	3.3

5	理解・情報・生きがいづくり	評価：3.0
5. ともに理解し合い、支え合うために～理解・情報・生きがいづくりの充実～		項目数 評価(平均値)
(1) 人権意識の向上と心のバリアフリー化の推進	6	3.0
① 障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	3	3.0
② 民生児童委員に対する研修の実施	1	2.0
③ 人権問題に対する啓発の推進	1	3.0
④ 市職員の障害のある人に関する行事、イベントなどへの参加	1	4.0
(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	9	3.4
① 障害福祉サービスなどの情報提供の充実	1	3.0
② 「声の広報」「点字広報」の充実	1	4.0
③ 情報通信技術を活用した情報提供の充実	1	1.0
④ コミュニケーション支援事業	1	4.0
⑤ 手話通訳者の確保・養成	1	4.0
⑥ 要約筆記者派遣事業の周知と利用促進	1	4.0
⑦ 点訳ボランティアの確保・育成	1	4.0
⑧ 公共機関での「耳マーク表示板」設置の推進	2	3.5
(3) 交流・ふれあいの推進	5	2.6
① あかし☆ふれあいフェスティバルなど各種交流事業の開催	3	3.7
② 障害のある人の居場所づくり	1	3.0
③ 地域行事への参加	1	1.0
(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実	10	2.8
① 各種講座の充実	3	3.0
② 障害のある人のスポーツ活動の充実	3	2.3
③ スポーツ・レクリエーション・文化活動の情報提供の充実	3	3.0
④ 重度障害児(者)の余暇活動への支援	1	3.0
(5) 地域福祉の視点に立った活動の推進	5	2.5
① ボランティア活動への支援	2	2.0
② 住民参加型福祉活動への支援	1	3.0
③ 福祉ニーズを把握するための仕組みづくり	1	2.0
④ 地域での助け合い活動の推進	1	3.0

6	生活環境	評価：2.8
6. すべての人にやさしいまちづくり～生活環境の充実～		項目数 評価(平均値)
(1) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	7	3.8
① ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設などの整備促進	6	3.6
② 兵庫県福祉のまちづくり条例などの周知・指導	1	4.0
(2) 防災・防犯体制の充実	8	2.1
① 防災・防犯意識の普及・推進	3	2.3
② 防災訓練への参加促進	1	2.0
③ 避難誘導体制の確立	1	2.0
④ 避難先での支援	1	2.0
⑤ 緊急時の情報提供体制の整備	2	2.0
(3) 移動・交通手段の充実	6	2.8
① ノンステップバスの導入支援	1	4.0
② 各種交通機関における助成	1	4.0
③ 移動支援事業の推進	1	4.0
④ 行動援護の推進	1	2.0
⑤ 公共交通機関職員への理解の普及	1	1.0
⑥ 盲導犬、介助犬、聴導犬についての啓発・広報	1	2.0
(4) 障害のある人が暮らしやすい住まいの充実	2	3.0
① 住まいのバリアフリー化の促進	1	4.0
② 市営住宅のバリアフリー化の促進	1	2.0

4. 明石市地域自立支援協議会の委員構成

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体、関係機関代表者、公募委員などからなる「明石市地域自立支援協議会」において、検討を行いました。

【明石市地域自立支援協議会 名簿】

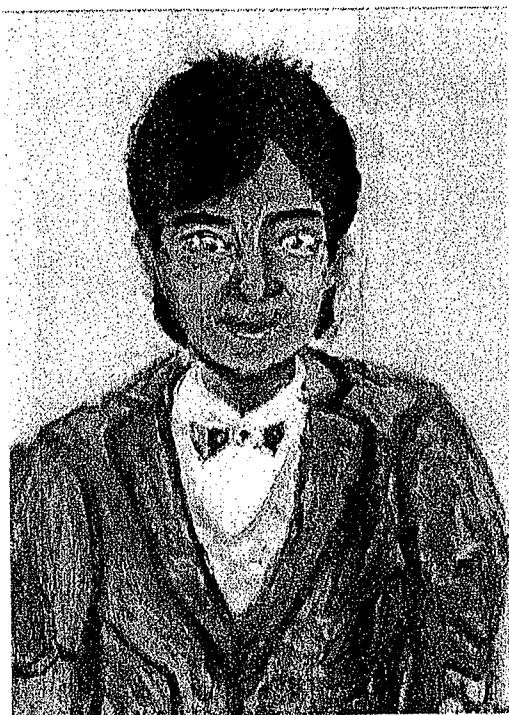
区分	氏名	団体・職名等
学識経験のある者	1 黒田 大治郎	元神戸学院大学大学院教授・工学博士 (明石市地域自立支援協議会 会長)
保健、医療及び福祉に係る団体を代表する者	2 橋田 ちづ代 (~H25.11.30)	明石市民生児童委員協議会 障害福祉専門部会長
	前田 享子 (H25.12.19~)	
	3 飯村 一誠	明石市医師会 理事
障害者施設において障害者支援に関する事業に従事する者	4 中田 義則	博由園 管理者
	5 小松 正和	木の根学園 管理者
障害者団体を代表する者	6 松本 幸雄	明石市身体障害者福祉協会 会長
	7 四方 成之	明石地区手をつなぐ育成会 会長
	8 宇治 恭子	明石市肢体不自由児者父母の会 会長
	9 成定 公子	特定非営利活動法人明石ともしび会 副理事長
	10 山口 芳夫	明石市視覚障害者福祉協会 会長
	11 家根谷 敦子	明石ろうあ協会 事務局長
ボランティア団体その他の地域福祉に携わる団体を代表する者	12 山本 洋子	明石市ボランティア連絡会 会長
	13 山下 孝光	明石市社会福祉協議会 副理事長
関係行政機関の職員	14 樋口 一茂	明石公共職業安定所 次長
	15 足立 ちあき	明石健康福祉事務所 参事
その他市長が特に必要と認める者	16 赤木 紘	公募市民
	17 瓜生 八代子	公募市民
	18 大原 笑子	公募市民
	19 渡邊 信雄	公募市民

5. 策定経過

本計画の策定経過は以下のとおりです。

平成 25 年 8 月 6 日	第 1 回 明石市地域自立支援協議会 【協議事項】 ・明石市障害者をとりまく状況について ・明石市障害者計画策定の趣旨について ・計画策定にあたっての調査の進め方について
平成 25 年 9 月 15 日～10 月 4 日	アンケート調査、事業所調査の実施
平成 25 年 9 月 4 日～9 月 19 日	関係団体ヒアリング調査の実施 (ヒアリングシートによる事前調査)
平成 25 年 9 月 25 日～9 月 27 日	関係団体ヒアリング調査の実施 (ヒアリングの実施)
平成 25 年 11 月 6 日	第 2 回 明石市地域自立支援協議会 【協議事項】 ・各種調査結果について ・課題の整理と、今後重点において取り組んでいくべき方向性について ・前計画における施策の進捗状況について ・計画の骨子(案)について
平成 25 年 12 月 17 日	関係各課調整会議 【協議事項】 ・明石市第 4 次障害者計画(案)について
平成 25 年 12 月 20 日	第 3 回 明石市地域自立支援協議会 【協議事項】 ・明石市第 4 次障害者計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
平成 25 年 12 月 27 日 ～平成 26 年 1 月 27 日	パブリックコメントの実施
平成 26 年 2 月 19 日	第 4 回 明石市地域自立支援協議会 【協議事項】 ・明石市第 4 次障害者計画(案)について ・パブリックコメントの結果報告

第6章 第4期障害福祉計画数値目標等



題名「エンターテインメントM.N」 中山良枝さんの作品
提供：総合福祉通園センター・ルネス花北

1

地域移行に関する目標値

◆ 基本視点

障害のある人について、福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などを進めるため、平成29年度までの数値目標を設定します。数値目標は、国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即し、「障害者総合支援法*」の施行等を受け、必要な見直しを加えて設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点における福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という。）のうち、平成29年度までに地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

当該数値目標の設定に当たって、国においては、「① 平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減すること基本とする、② 平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する」としています。

なお、姫路市においては、兵庫県と同様に第3期障害福祉計画の達成を第一にと考えるので、②については数値目標に盛り込んでいません。

【施設入所者数】

《第3期計画実績値》

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度 【見込み】
施設入所者数	586人	588人	588人
前年度からの増減数	2人	2人	0人

《第4期計画目標値》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所者数	580人	572人	564人
前年度からの増減数	△8人	△8人	△8人

79-4B

【地域生活移行者数】

《第3期計画実績値》

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度 【見込み】
地域生活移行者数（累計）	58人	63人	68人
地域生活移行者数（年度毎）	1人	5人	5人

《第4期計画目標値》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活移行者数（累計）	90人	112人	134人
地域生活移行者数（年度毎）	22人	22人	22人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針において、平成29年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とされています。

姫路市においては、地域における相談拠点を整備した上で、そこに生活を支援する機能を付加又は機能を持った機関と連携し、地域生活支援拠点等の整備を行います。

《第4期計画目標値》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活支援拠点等の整備箇所数	0箇所	0箇所	1箇所

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度までに一般就労に移行する者の数値目標を設定します。目標の設定に当たっては、国の指針に沿って、平成24年度実績の2倍とします。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。目標値の設定に当たっては、国の指針に沿って、就労移行支援事業の利用者数は平成25年度末から6割以上増加、就労移行支援事業所ごとの就労移行率は事業所全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上とします。

【一般就労移行者数】

《第3期計画実績値》

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度 【見込み】
一般就労移行者数	18人	19人	20人

《第4期計画目標値》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般就労移行者数	25人	30人	36人

【就労移行支援事業の利用者数】

《第3期計画実績値》

項目	平成25年度	平成26年度 【見込み】
就労移行支援事業の利用者数	43人	53人

《第4期計画目標値》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援事業の利用者数	62人	68人	75人

【就労移行支援事業所ごとの就労移行率】

《第3期計画実績値》

項目	平成25年度	平成26年度 【見込み】
事業所数	5箇所	7箇所
うち就労移行率3割以上	2箇所 (40.0%)	6箇所 (85.7%)

《第4期計画目標値》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	8箇所	9箇所	10箇所
うち就労移行率3割以上	6箇所 (75.0%)	7箇所 (77.8%)	8箇所 (80.0%)

(3) 居住系サービス

◆ サービス内容

① 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人について、主に夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

- ・ 介護サービス包括型
事業者が自ら介護サービスの提供を行うもの。
- ・ 外部サービス利用型
外部の居宅介護事業者に委託し、介護サービスの提供を行うもの。

② 施設入所支援

施設に入所する障害のある人について、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。

◆ 各年度の必要なサービス見込量

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 共同生活援助（グループホーム）	196 人/月	225 人/月	259 人/月
② 施設入所支援	580 人/月	572 人/月	564 人/月

◆ サービス見込量における推計方法

- ①共同生活援助：利用のニーズがあるため、利用者数の増加を見込みます。
- ②施設入所支援：1(1)の「福祉施設の入所者の地域生活への移行促進」における目標値を差し引いた値を見込みます。

(4) 相談支援

◆ サービス内容

① 地域相談支援

- ・ 地域移行支援
入所や入院から地域生活に移行する準備のために、必要な外出への同行支援や入居に関する援助などを行います。
- ・ 地域定着支援
常時の連絡体制を確保し、地域移行した人や単身などで生活が不安定な人が地域生活に定着できるよう継続的な支援を行います。

② 計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）

障害福祉サービスや地域相談支援等を利用する全ての障害のある人が適切なサービスを受けられるよう相談に対応し、サービスをコーディネートし、手続きの補助などを行います。

また、状況の変化に即応できるよう、定期的にモニタリングを行います。

◆ 各年度の必要なサービス見込量

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 地域相談支援			
地域移行支援	5 人/月	8 人/月	11 人/月
地域定着支援	31 人/月	37 人/月	43 人/月
② 計画相談支援	611 人/月	642 人/月	674 人/月

◆ サービス見込量における推計方法

①地域相談支援

地域移行支援：福祉施設の入所者の地域生活への移行等のうち、本サービスを利用して移行する利用者数を見込みます。

地域定着支援：地域移行支援の利用者数の増加に加え、事業の周知による利用者数の増加を見込みます。

②計画相談支援：対象サービスの利用者の伸びを考慮し、利用者数の増加を見込みます。

第4章 地域生活または一般就労への移行の数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成29年度末までに平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

兵庫県の方針は、国の基本指針を前提として目標を設定しています。

本市では、平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者のうち12%が地域生活へ移行することを目標としますが、本市の実情を踏まえ、平成29年度末の見込みを4%削減の72人とします。

■目標数値

項目	数値	考え方
平成25年度の施設入所者数(A)	75人	
地域生活移行者目標数	9人	(A)×12%=9
入所者削減目標数	3人	(A)の4%以上の削減
目標年度(平成29年度)の施設入所者数	72人	

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行(県成果目標)

精神科病院に入院している人の地域移行を促進するため、平成29年6月末における入院後3か月時点の退院率について58.6%、入院後1年時点の退院率について91.2%、また1年以上の長期在院者数については平成24年6月末時点から9.7%の減少を目指すことが、兵庫県の障害福祉計画の成果目標に掲げられています。

3 地域生活支援拠点等の整備

平成26年度における国の基本指針の一部改正により、市町村・各圏域は平成29年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することとなっています。

本市では、障がいのある人が生きがいをもって地域で生活していけるよう支援を行うため、第4期計画期間中に1カ所の拠点等整備を目標とします。

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度末までに一般就労に移行する人の数を、平成24年度実績の2倍以上にすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成29年度末の就労移行支援事業利用者が平成25年度末の就労移行支援事業利用者数の6割以上増加することを目指すとされています。また、平成29年度末において、就労移行率が3割以上の支援事業所を全体の5割以上とすることを目指すとされています。

兵庫県の方針は、国の基本指針を前提として目標を設定しています。

本市では、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍の8人が一般就労に移行することを目標とします。また、就労移行支援事業利用者数を平成25年度末利用者3人の67%増の5人とします。また、就労移行率が3割以上の支援事業所を市内就労移行支援事業所3カ所(平成29年度予定数)のうち2カ所(67%)とすることを目指とします。

■目標数値

項目	数値	考え方
一般就労平成24年度実績(A)	4人	
一般就労目標数(平成29年度)	8人	(A)×2倍
就労移行支援利用者数平成25年度末実績(B)	3人	
就労移行支援事業利用目標数(平成29年度末)	5人	(B)の6割以上の増加
就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上 ※平成29年度市内就労移行支援事業所3カ所	2カ所	

4 相談支援

障害者総合支援法の改正により、相談支援体制の強化が図られることとなっています。

(1) 計画相談支援

平成 27 年 4 月以降、障害福祉サービスを利用する場合に、サービス等利用計画の作成が必要となりました。利用者の状態やニーズを勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるよう調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認し、必要な見直しを行うこととしています。

新規でサービスを希望される人、現在サービスを受けている人の更新等に伴う増加を見込み、平成 29 年度の利用見込みを 64 人分とし、今後も継続して相談支援事業所との連携に努めます。

サービス名	単位	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人分/月	40	53	61	64

市内サービス提供事業所 2 事業所 (平成 26 年 12 月現在)

(2) 地域移行支援

障害者支援施設や児童福祉施設に入所及び精神科病院に入院している人を対象に、地域移行支援計画の作成や地域移行に向けた訪問相談、同行支援、住居の確保等の支援など、段階的に地域移行に向けた様々な支援を行うものですが、平成 26 年度の実績見込みはありません。

地域生活への移行を進める観点から、第 4 期計画中の利用に向けて、関係機関と連携・調整を図ります。

サービス名	単位	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援	人分/月	0	0	0	1

市内サービス提供事業所 1 事業所 (平成 26 年 12 月現在)

(3) 地域定着支援

居宅において単身および家庭の状況等により、同居している家族による支援が受けられない障がいのある人の地域定着に向け、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談や緊急訪問、緊急対応を行うものです。

現在、市内にサービス提供事業所がない状況ですが、病院等関係機関での退院後の支援体制の強化が図られており、第 4 期計画中のサービス利用については見込んでいません。

サービス名	単位	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域定着支援	人分/月	0	0	0	0

市内サービス提供事業所 なし (平成 26 年 12 月現在)

(7) 療養介護

療養介護は、第3期計画で平成26年度の利用見込み1人分から平成26年度の実績見込みは7人分と大きく増加しています。アンケートの利用希望から大幅な利用の増加は見込まれず、平成29年度の利用見込みを8人分とします。

サービス名	単位	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人分/月	7	7	8	8

市内サービス提供事業所 なし (平成26年12月現在)

(8) 短期入所 (ショートステイ)

短期入所は、第3期計画で平成26年度の利用見込み17人分と平成26年度の実績見込みと大幅な差はありません。

利用希望を勘案して、平成29年度の利用見込みを152人日分、24人分とし、圏域内の受け入れ体制の確保に努めます。

サービス名	単位	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	人日分/月	104	127	139	152
	人分/月	18	20	22	24

市内サービス提供事業所 3事業所 (平成26年12月現在)

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助 (グループホーム)

平成26年4月より、共同生活介護は共同生活援助に一元化されました。

第3期計画で平成26年度の利用見込み47人分から、平成26年度の実績見込み34人分と減少していますが、第3期計画で各年度の利用実績の平均の伸び、アンケートにおける利用希望を勘案し、また入所施設から地域生活へ移行を進めていく中で、サービスを利用する人も増えていくことを想定し、平成29年度の利用見込みを53人分とします。

サービス名	単位	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分/月	34	45	49	53

市内サービス提供事業所 3事業所 (平成26年12月現在)

(2) 施設入所支援

施設入所支援は退所する人がいる一方で、入所する人もいるため、利用実績は横ばいの状況にあります。地域移行を進める中で、平成29年度の利用見込みは、平成25年度の施設入所者75人分の4%以上を削減し、72人分を目標とします。

サービス名	単位	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	人分/月	74	74	73	72

市内サービス提供事業所 3事業所 (平成26年12月現在)

82-3-ホ、

2. 平成26年度の目標達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成26年2月28日現在の施設入所者数は121人であり、基準日（平成17年10月1日）からの地域生活移行数は28人で、当初目標の25人を3人上回り、基準値123人に対して22.8%の達成率となっています。また、施設入所者数は、基準値の123人に対し、2人（1.6%）の削減となっています。

目標達成に向けた市営住宅を活用したグループホームの整備数については、平成26年2月28日現在で、当初目標6人分を8人分上回る14人分の整備数となっています。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分		人 数	備 考
平成17年10月1日時点の施設入所者数【基準値】		123人	
平成26年度の施設入所者		125人	平成26年度末見込数
目標値	地域生活移行	25人	2割以上
平成26年度末	削減見込	△2人	国指針10%以上
平成26年度末見込の施設入所者		121人	*平成25年度126人 *平成24年度121人
実績値 平成26年度末	地域生活移行	28人 (22.8%)	
	削減見込	2人 (1.6%)	

目標達成に向けた取組み（兵庫県独自項目）

区 分		人 数	備 考
目標値	平成26年度末までの市営住宅を活用したグループホーム・ケアホームの整備数	6人分	平成26年度末までの目標整備数
実績値	市営住宅を活用したグループホーム・ケアホームの整備数	14人分	平成26年2月28日現在

(3) 居住系サービス

居住系サービスの見込み量については、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）がグループホームとして一体的に整備されることになったため、平成24年度から平成26年度までの利用実績等をもとに、1か月あたりの利用人数を推計し、算出しました。

サービス種別		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活援助	実利用者数	人	73	85	97
施設入所支援	実利用者数	人	121	121	121

確保のための方策

- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズを把握し、支援の充実を図ります。
- ・ 障害者施設におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用するすべての障害者にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の1か月あたりの利用人数を見込んでいます。なお、相談支援事業所は、現在市内に8か所あります。

サービス種別		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	実利用者数	人	106	104	102
地域移行支援	実利用者数	人	8	8	8
地域定着支援	実利用者数	人	8	8	8

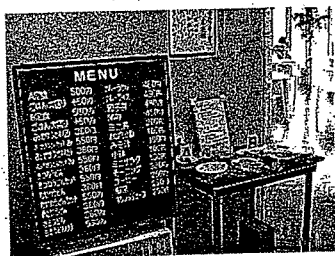
確保のための方策

- ・ 当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ・ すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促し、人材育成を支援します。
- ・ 豊岡市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- ・ 兵庫県豊岡健康福祉事務所が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議の取

り組みに歩調を合わせ、地域移行支援・地域定着支援の対象者を把握し、適切なサービス提供に努めます。

- ・障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや平成27年度から開設する生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。

豊岡市役所本庁舎内の食堂運営



▲豊富なメニューが好評を得ている豊岡市役所本庁舎内の食堂

豊岡市役所本庁舎内の食堂は、社会福祉法人が行っている就労継続支援事業（B型）により運営されています。

市の障害者雇用政策の一環で、庁舎の建替えにあわせて導入されたものであり、A・Bの2種類の定食をはじめ、豊富なメニューがそろっています。ボリュームもあり、手ごろな値段

で食事ができるということもあって、市役所の職員に限らず、広く市民の皆さんからも好評を得ています。

障害のある方の新たな就労の形として、今後、市が新しい施設を考える際や、既存の空き施設の利活用などに応用できる事例として注目されています。



▲連日、多くのお客さんでにぎわっています。定食はA・B合わせて毎日70食を準備しています。

コラレ

資料編

○豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年4月13日豊岡市告示第103号

改正 平成25年3月27日豊岡市告示第74号

平成26年4月10日豊岡市告示第147号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく豊岡市障害者福祉計画(以下「計画」という。)の見直し及び評価を行い、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、豊岡市障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (2) 第4期障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 平成26年度から平成27年度までの計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 公募市民
- (5) 福祉、医療機関の職員
- (6) 雇用及び就労に関する機関の職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
短期入所	人日/月	192	99	228	91	264	76
	人/月	16	10	19	11	22	16
生活介護	人日/月	1,920	2,611	1,965	2,758	1,995	2,836
	人/月	128	150	131	165	133	173
自立訓練(機能訓練)	人日/月	40	22	40	43	40	21
	人/月	2	1	3	2	4	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	132	218	144	234	156	229
	人/月	11	16	12	19	13	15
就労移行支援	人日/月	192	216	207	224	222	231
	人/月	13	11	14	12	15	13
就労継続支援A型	人日/月	22	46	22	41	22	114
	人/月	1	2	1	3	1	6
就労継続支援B型	人日/月	1,904	2,063	1,936	1,883	1,968	2,050
	人/月	119	120	121	118	123	125
療養介護	人/月	9	9	9	8	9	7

(3) 居住系サービスの利用状況

○居住系サービスをみると、「共同生活援助」については、平成 24 年度と平成 26 年度で見込みを上回る実績となっています。「施設入所支援」については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、見込みを上回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
共同生活援助 (・共同生活介護) グループホーム (・ケアホーム)	人/月	42	45	43	43	44	49
施設入所支援	人/月	66	74	63	79	60	76

4. 成果目標

○本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 29 年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

①基本的考え方

国の基本指針では、平成 25 年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を見込み、平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4 %以上削減することを基本としています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の施設入所者 79 人のうち、10 人 (12.7%) が地域生活へ移行すると見込みます。また、施設入所者の 4 人 (5.1%) を削減し、平成 29 年度の施設入所者数を 75 人と設定します。

②目標値

項目		数値
平成 25 年度末時点の施設入所者数		79 人
目標年度(平成 29 年度末)の施設入所者数		75 人
平成 29 年度までの目標値	地域生活移行数	10 人
	削減見込み	4 人

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

①基本的考え方

第 4 期計画では、県において「入院後 3 か月時点の退院率」「入院後 1 年時点の退院率」「1 年以上の長期在院者数の削減」の 3 点に着目し、目標値を設定しています。

そのため、本市独自の目標値は設定しません。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■推計方法

○近年のサービス利用者の増加傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、見込み量を算出しています。加えて、地域移行によるニーズの増加見込みを加算しています。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	49	51	53	55
施設入所支援	人/月	76	76	76	75

■確保策

○共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、整備の必要性が高いサービスです。また、施設入所者や入院中の障がいのある人の地域移行後の住まいの場の一つとして、介護者の高齢化による介護力低下などを背景に、共同生活援助（グループホーム）の需要は高まっています。個々のニーズの把握に努め、サービス提供事業者との連携によりサービス提供を促進します。

○事業者による共同生活援助（グループホーム）の参入促進に努め、身近な地域で利用者のニーズに応じた居住の場の確保を図ります。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■推計方法

○計画相談支援については、全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援利用者が対象となることを踏まえて見込みます。加えて、地域移行によるニーズの増加見込みを加算しています。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	99	102	104	112
地域移行支援	人/月	2	5	5	6
地域定着支援	人/月	7	10	10	11

■確保策

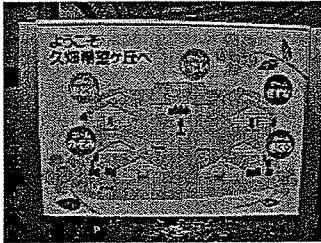
- 全ての障がい福祉サービス利用者にサービス等利用計画の作成が必要となったことから、利用者のニーズの丁寧な聞き取りと適切な計画の作成、継続したモニタリングの実施ができるように支援していきます。また、淡路障害者自立支援協議会の相談支援部会と連携し、相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。
- 施設または入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行促進を図ります。

グループホーム・ケアホーム希望ヶ丘が開所しました

グループホーム・ケアホーム希望ヶ丘が開所しました

但東町久畑の市営二ノ宮住宅(特定公共賃貸住宅)を特定非営利活動法人セルフサポートいずしがバリアフリーなどの改修を行い、障害者のグループホーム・ケアホームとして開所しました。

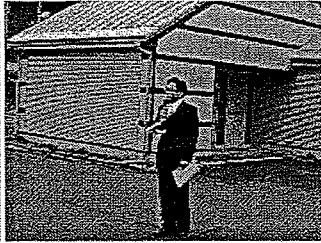
利用者は「これから地域の行事にも参加し、頑張って暮らしていきます」と話し、久畑区の方々も温かく迎えていました。



▲案内看板



▲理事長あいさつ



▲健康福祉部長あいさつ



▲開所式の様子



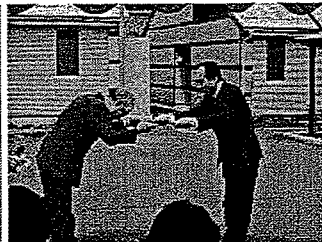
▲但東支所長あいさつ



▲伊藤議員あいさつ



▲久畑区長あいさつ



▲施工業者に感謝状贈呈



▲利用者あいさつ

特定非営利活動法人セルフサポートいずし

開催日:2013年4月14日

問合せ

健康福祉部 社会福祉課 障害福祉係
Tel:0796-24-7033
Fax:0796-24-4516

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった
- どちらとも言えない
- 見つけにくかった

86-2 豊

(4) 相談支援の利用状況

- 「計画相談支援」については、平成 24 年度から原則として全ての障がい福祉サービス等を利用する人について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成（指定相談支援事業者が作成する計画に代えて、セルフプランを作成することも可）が必要となるなど、対象者の拡大が図られました。実績については、平成 24 年度から平成 25 年度にかけては見込みを下回っていますが、平成 26 年度では見込みを上回っています。
- 平成 24 年度から「地域移行支援」「地域定着支援」が個別給付化されました。「地域移行支援」の実績については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて見込みを下回っています。「地域定着支援」については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて見込みを上回っています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
計画相談支援	人/月	24	18	49	25	74	99
地域移行支援	人/月	14	1	14	2	14	2
地域定着支援	人/月	4	5	4	6	4	7

(5) 障がいのある児童への支援の利用状況

- 「児童発達支援」の利用日数については、平成 25 年度と平成 26 年度において見込みを上回る実績となっています。利用人数については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて見込みを下回る実績となっています。
- 「放課後等デイサービス」については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、利用日数、利用人数ともに見込みを上回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
児童発達支援	人日/月	95	81	97	122	99	118
	人/月	31	19	31	26	32	30
放課後等デイサービス	人日/月	48	50	49	54	50	143
	人/月	15	26	16	24	16	37